

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年12月12日（月）16：30～20：27

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監、山形原子力安全基準統括管理官（原子力安全・保安院）、茶山、植田（原子力被災者生活支援チーム）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、武田室長（厚生労働省）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

それではただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催させていただきます。本日細野大臣は公務のため欠席させていただきます。あらかじめご承知おきます。それでは園田大臣政務官より挨拶及び冒頭発言がございます。

<冒頭あいさつ>

○園田政務官

それでは合同記者会見始めさせていただきます。本日もお忙しい中お集まりを頂きましてありがとうございます。私から宿題で2点お答えさせていただきたいと思えます。まず皆さま方のお手元に農林水産会議、1枚物で裏表の資料をお配りをさせていただいておりますけれども、先日の記者会見の中で放射性物質が、とりわけセシウムでございますけれども、土壌にたまるのが大体2.5センチから5センチ以内という環境省からのお話ございましたけれども、これ実証実験で出ていたということですのでそのようなお答えをさせていただきましたら、そのデータはどこにあるかというお問い合わせございましたので、この農林水産技術会議のホームページがございます。これは農林水産省から貼っているわけですが、この1番下のところに別添の4、各技術についての解説というところのPDFを開いていただきますと、裏面に添付をさせていただいているように、この農地土壌汚染に関する基礎的知見というのが出てまいります。そこの(1)で、放射線セシウムは耕起していない農地土壌の表面から2.5センチの深さに95%が存在しているという知見が得られたということで、これがその内容でございます。また追ってホームページをご覧いただければと思っています。それからあと、回答する記者団の佐藤さんからご要望ございました、共同記者会見の区分毎の参加人数を

調べて欲しいということで、ご要望がございました。後ほど会場入り口のところでご関心のある方はお取りをいただければと思っているんですが、12月1日直近からご要望のあった12月1日以前に遡りまして可能な限り出してみたというところがございます。区分1から区分9に至るまでの間で大体この参加されていらっしゃる方がどういう割り当てになっているかというところを示したグラフがございますのでそれをご参考にいただければというふうに思っています。私からは以上でございます。

○司会

それでは式次第に従って進めさせていただきたいと思います。まずは環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力からの説明となります。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングにつきまして4件ご報告させていただきます。まず1件目は空気中の放射性物質の核種分析の結果です。資料のタイトルは「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について第262報」となります。ページをめくっていただきまして、福島第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番の昨日のサンプリング結果はいずれの地点もND、検出限界未満という状況でございます。続きまして、海水の状況です。資料のタイトルは「福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について第255報」でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面に沿岸部の4カ所、それから2枚目の表面に沖合のサンプリング地点、それから2枚目の裏面になりますが、沖合の追加調査という形になっておりますが、これは先日発生いたしました蒸発濃縮装置の方から150リットルほど水が漏れた件で、追加サンプリングを行ったところでございます。12月10日のサンプリング地点で主要3核種の測定データが出てまいりましたのでご連絡させていただきます。いずれの4地点とも検出限界未満という状況でございますが、今後、ストロンチウムの測定を行う予定にしております。続きまして、同じく海水になりますが茨城県沖の状況です。資料のタイトルは「宮城県沖における海水における放射性物質の核種分析について続報11」でございます。ページをめくっていただきまして宮城県の沖合6地点でのサンプリングの結果となります。上層中層下層の測定を行いましたがいずれもND、検出限界未満という状況でございます。4点目ですが、海底土のサンプリング結果です。資料のタイトルは「福島第一原子力発電所沖合における海底土の放射性物質の核種分析の結果につい

て続報 48」でございます。ページをめくっていただきまして、12月10日のサンプリングは請戸川沖合の15キロ地点、それから福島第一の沖合15キロの地点、それから福島第二の沖合15キロの地点の3カ所になります。ご覧のとおりセシウム134と137が検出されておりますが2枚目に経時変化をグラフ化していますが、大きな変動等は見られておりません。東京電力からは以上です。

○司会

次に文部科学省からの説明となります。

○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。環境モニタリングの結果について2種類資料をお配りさせていただいております。まず全国的な状況ですけれども、都道府県の放射能水準調査、定時降水物、上水については特段の変動は見られておりません。発電所周辺の状況ですが、空間線量率、積算線量結果、ダストサンプリング、それから福島県において行っておりますモニタリング結果、固定測定点における積算線量結果、これらについても大きな変動はありません。それから海域の調査ですけれども、福島第一原子力発電所周辺の海域モニタリングの結果について、これは発電所の前面海域4ポイントのサンプリング結果ですが、セシウムが検出されておりますが過去のレベルと同等でございます。それから10番11番については、先週東京電力からも発表がありました。周辺海域のストロンチウムの結果について、これは資料10ですが、ストロンチウム90で2.6Bq/Lという数字が出ておりますが、おおむね一月前に行ったサンプリングと同等、又は微減という状況にあります。それから海域モニタリングの結果のうちプルトニウムについて、資料番号11ですが、こちらも毎月ほぼ1回サンプリングされておりますけれども、ポイント7、8における測定結果は検出限界未満となっております。それから、資料の番号で12、海域モニタリングの海底土の結果ですが、これは12月10日に採取したものです。セシウムが一部検出されておりますけれども、これも前回と同等、又は減少傾向という状況にあります。以上です。

○司会

次に原子力安全委員会からの説明となります。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは環境モニタリング結果の評価についてということで、本日付の原子力安全委員会の1枚紙、裏表にコピーしてございますものと、参考といたしまして1枚目が福島県の地図になってお

りますものを用いて説明いたします。

まず資料の1の空間放射線量でありますけれども、今回は12月8日から11日に公表されたものについてやっておりますが、空間放射線量ですが、今回は20キロ圏内の空間放射線量の結果も入っておりますけれども、それを含めまして大きな変化はないという状況であります。資料の2の空気中の放射性物質濃度であります。参考資料でいきますと、10ページから13ページにかけまして、これは福島県の方で測定されたデータでありますが一番上の1番のポイント、福島市杉妻町では日によってセシウムが検出されておりますけれども、濃度限度を下回っております。ヨウ素131、その他の核種はいずれも検出限界未満であったという状況であります。

資料の4の環境試料であります。1枚目の表面の1番下に海水中のセシウムの検出結果が出ております。参考資料でいきますと22ページから25ページに掛けてであります、1番から4番の発電所に比較的近いポイントを中心に検出されているという状況であります、値は濃度限度を下回っているということであり、その他のポイントでは検出限界値未満でありました。それからさらにお手元の参考資料の26、27ページをご覧くださいますと、今文科省からもお話がありました、海水中でのプルトニウムの検出結果であります。27ページの地図に示されているような地点で検出限界未満であったということであり、この検出限界値がまだバックグラウンドに比べて、事故前の日本近海でのプルトニウムのバックグラウンドに比べて50倍ぐらいのオーダーですので、この検出限界からは今回の施設の影響の有無は判断出来ないと考えています。資料28ページにまいりますと海水中のストロンチウムの分析結果でありまして、その紫色、それから1番右の緑色の字のところがストロンチウムの数字でありまして、大体2ヶ月前に採取されたものとほぼ同程度のオーダーであります。短半減期のストロンチウム89が出ておりますので今回の事故の影響と考えられます。それから今回はセシウムの数値も書いてあります。前回ですとNDとなっておりましたが、セシウムの検出限界を下げる努力をした結果です。資料の29、30ページは海底土中のストロンチウムの検出結果でありましてご覧のような数値が出ておりまして、約1ヶ月前の前回とほぼ同じオーダーです。最後、資料の5の全国の放射能水準調査であります、参考資料の39ページから42ページに掛けてご覧頂きますと、宮城県のところでセシウム137が1Bq/kgと出ています。これは先週木曜日にご報告したものでそのようになっておりましたが、宮城県の場合は日々測るのではなく一定期間内に県内の複数の箇所でも測定したものに基いてデータが掲げられるというやり方になっておりますので、次のデータセットが出てくるまではこの形で載るという状況でございます。環境モニタリング結果の評価については以上であります。

追加で二点ご報告申し上げたいと思います。まず一点が、本日の午後開かれまして原子力安全委員会の定例会議におきまして、原子力安全・保安院の方から、いわゆる施設運営計画にかかる報告書その 1 に対する保安院の評価結果というのが報告されました。これにつきましては、保安院の方での検討の過程でも何度か事前に説明をお伺いし、意見なども述べていたものでありまして、その経過につきましては、本日中にその経緯メモをホームページにアップしたいと思います。本日の会議では、何点かクラリフィケーションの質疑が行われた後、最後、班目委員長から 3 点の取りまとめが行われております。1 点目としては、今後 3 年間程度を通じて、追加的措置を含め、更に安全確保に万全を期していただくことが重要であるということ。2 点目は事前説明の際にも申し上げてるんですけども、通常時に保安院が行っている検査であるとか、運転管理についてどうするかについて、整理を行っていただきたいということ。3 点目としては、今回の施設運営計画では、異常時などを想定した安全評価が行われておりまして、福島第一発電所に関して、避難が必要となるような事態は、非常に低いというふうに思われますけども、今後、応急の措置を講じていく中では不具合、トラブル、こういったものが起こりうるというふうに十分考えられますので、保安院においては、しっかりと監視、確認、東電に対する指導を行っていただきたいというものでございます。

もう 1 点のご報告は、SPEEDI に関するものであります。3 月 16 日以降の SPEEDI の運用の関係で、原子力安全委員会に対して、計算依頼があったものはどれかという質問が以前ございまして、私の方からは 3 月 21 日と 27 日に、保安院の方からあったもののみではないかと思われるというふうに、従来お答えしてたところであります。先週の木曜日の統合会見では、森山対策監の方から、4 月 9 日、10 日に出力された SPEEDI の計算は、安全委員会経由で原子力安全技術センターに依頼したものであるというお答えがありまして、私どもの方でも、そのエビデンスを確認いたしました。この 4 月 9 日から 10 日というのは、保安院のホームページ見ていただきますと出ておりますけども、単位放出ですけども 10 ケースほど行われておりまして、一つ一つについて、放出の時刻、それから予測をする時刻幅が一つ一つ違ってございまして、複雑な発注になっておりましたが、これにつきまして 4 月の 7 日から 8 日に掛けて保安院の方からきちっと資料をもって、そういった計算をやってくださいという依頼があったことが確認されましたので、この際保安院から依頼があったものは、3 月 21、27 日の他に、この 4 月の 7 から 8 日に掛けて依頼がされて、結果が 4 月の 9 から 10 日に掛けて出ているということ、そういうふうに訂正させていただきたいと思います。私からは以上でございます。

○司会

続きまして、プラントの状況についての説明となります。まずは東京電力からの説明です。

<プラント状況等について>

○東京電力

東京電力からプラントの状況につきまして、ご報告させていただきます。まず『福島第一原子力発電所の状況』という A4 縦の表裏の資料の方からご確認ください。タービン建屋地下の溜まり水の処理でございますが、セシウム吸着装置キュリオンとサリーによります高濃度汚染水処理は継続実施中でございます。それから午前中に紹介させていただいた蒸発濃縮装置の 2 系列目でございますが、漏れは止まっております。午前中 3 秒に一滴程度というふうに申し上げましたけれども、現時点では止まっているという状況でございます。また同じく蒸発濃縮装置の 1 系列目につきましては、本日午後起動をいたしております。トレンチ立坑・各建屋の溜まり水の移送でございますが、2 号機から集中廃棄物処理建屋の方へ継続実施中です。1 号機から 2 号機タービン建屋の移送に関しましては、本日 9 時 22 分に終了いたしております。また 6 号機タービン建屋の溜まり水の屋外仮設タンクへの移送は、本日 10 時から 16 時の予定で実施いたしました。建屋の水位等に関しましては、午前 7 時の状況を記載させていただいておりますので、会見途中で最新のデータをお届けできればというふうに思っております。それから裏面にまいります。放射性物質のモニタリングにつきましては、先ほどご説明させていただいたとおりです。使用済燃料プールの冷却ですけれども 2 号機 3 号機 4 号機につきましては、循環冷却を続けております。1 号機につきましては、昨日の 22 時 20 分から電源停止の作業の関係で、一旦冷却を止めております。本日夕方の電源作業終了後、循環冷却を再開する予定です。圧力容器への注水、原子炉圧力容器の温度、格納容器の圧力に関しましては記載のとおりです。それから 1 号機の格納容器ガス管理システムにつきましては、本日 10 時 38 分から 12 時の間、システムの方、一旦停止いたしております。こちらに関しましては、ブローファンなどの電源を B 系から受電しておりましたが、制御電源の方が A 系からの受電のままだったため、本日の電源停止の作業の関係で、A 系の電源が停電した際に制御電源を失ったため停止したものでございます。システムの損傷等ございませんでしたので 12 時ちょうどに制御電源を B 系に切り替えまして再起動を行っております。この間、原子炉への注水、それから窒素の封入に関しましては、問題はございませんでした。それからその他でございますが、こちらも会見終了時に本日の作業実績についてご連絡できればというふうに思っております。続きまして発電所の中のサンプリングの状況です。資料のタイトルは『福

島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について12月11日採取分』でございます。ページを捲っていただきまして、1枚目の裏面から昨日のサンプリング結果を記載させていただきました。2枚目の裏面から経時変化をグラフ化しておりますけれども、大きな変動はみられておりません。通常の変動範囲内でございますので、高濃度汚染水が海水中に漏えいしてないというふうに考えております。続きましてサブドレン水の核種分析の結果です。A4横の表の形式になっている資料でございますが、集中廃棄物処理施設周辺でのサブドレン水の核種分析です。12月11日、昨日の測定結果も通常の変動範囲内というふうに考えております。大きな変動が見られておりませんので、高濃度汚染水が地下水中に漏出してないというふうに考えております。プラント関係は以上でございます。それから皆さまに1枚指示文書の受領ということで、資料を配布させていただきました。本日原子力安全・保安院さんの方から、福島第一原子力発電所の淡水化装置の、いわゆる蒸発濃縮装置から放射性物質を含む水の漏えい事象に関する追加指示がございましたので、こちらの方、公表させていただいております。なお本日は、別に保安規定の変更のご指示も、指示文書としていただいておりますので、準備が出来次第プレス文を準備させていただきたいというふうに思っております。東京電力からは以上です。

○司会

次に原子力安全・保安院からの説明となります。

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の山形です。本日は3件ご報告させていただきます。先ほど原子力安全委員会事務局の方からもご説明がございましたが、本日保安院では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機に対する中期的安全確保の考え方に基づく施設運営計画にかかる報告書その1の評価を終え、原子力安全委員会にご報告させていただきました。これは10月3日になりますけれども、保安院からステップ2終了から原子炉廃止に向けての作業開始までの期間、おおよそ3年程度以内というふうに考えておりますが、その間における公衆及び作業員の安全を確保するため、安全確保の基本目標と要件を定め、そしてそれにそった形で今後の応急の措置を行うよう、どういう応急措置を行うのかという報告徴収をしたところでございます。10月17日に東京電力から報告がありまして、専門家の先生の意見も聞きながら検討を進めてまいりました。その間に報告は2度改訂されて、東京電力からの報告は2度改訂されております。その最終的な報告について、妥当性を評価しております。評価の結果、東京電力の施設運営計画は、基本目標を達成する上で必要な措置であり、応急の措置として実施すること

について、公衆及び作業員の安全を確保する上で妥当なものであるというふうに判断いたしました。具体的に中身でございますけれども、お手元にこのような横の紙があると思いますけれども、循環注水冷却システムの中期的安全確保にかかる評価結果、評価書自体も付けさせていただいておりますけれども、少し分かりやすいように3枚紙をご用意しております。まずこれはステップ2の目標の一部であります冷温停止状態の達成要件として、循環注水冷却システムの中期的な安全を確保することと、そういうことがございます。そして先ほど申しましたように報告を出していただいております。評価のポイントでございますけれども、この循環注水冷却システムの、いろいろな設備があるわけですが、そういうものは多重化といいますか、バックアップが確りと出来ていると、故障や事故が起こってもバックアップ体制が確り出来てる、そういうこと。そしてもし異常が起これば、その異常を検知して復旧をするなり、代替手段をとるなり、そういう手段が確保されていること。そして更に万が一そういう事故が発生しても、発電所の外に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと、そういう観点で評価をいたしております。具体的な例でございますが、この1枚目の紙の右の方にいきますと、注水設備と窒素封入設備が書いてございます。原子炉の中の燃料を冷やすためには注水を続けなければならないわけですが、この時この図を見ていただきますと、主に使ってるポンプというものは、津波にやられないように海拔35mの位置にですけれども、3台これを主に使っております。このポンプに対して水源が二つ書いてございますけれども水源は二つあると、ポンプは3台あると。更に予備のポンプを3台あると。これに対して外からの外部電源というのあれば、非常用発電機というのを用意されてございます。そして高台ではなく、少し海拔が下がりますけれども、そういう所にもやはりポンプが3台が予備があって、水源も用意されて、外部電源もあれば非常用発電機もある、また電源車もあると。そしてこういうものの更なるバックアップとして消防車も用意してあると。これだけのバックアップ体制が引かれてるということでございます。仮にこういう新たな設置した設備が全て使用不能となったとしても、消防車で3時間程度で注水再開が可能となっております。窒素の封入設備も同じように何台も用意をしておりますしてバックアップ体制が整っている、こういう状態でございます。そしてこういう状態では、何らかの事故が起こった場合どうなるのかと。我々の方で非常に厳しい条件として、1から3号機は同時に、新たに設置した設備は全て使用不能になると。一瞬にして設備がなくなるような状態を仮定して、そして消防車による注水をしようとしても12時間停止したと想定しております。これは3月の時には実際に消防車に注水を始めようとしてる際に、注水するまでにあの当時は7時間かかっております。そして現在では訓練もいたしておりますので、3時間程度で行えるんですけれども、非常に安全側に見て12

時間かかるというふうにした場合、それでも今は原子炉及び格納容器の中の燃料というのは、非常に冷えてきておりますので、そういうものは注水が止まってもゆっくりと温度は上がってまいります。そして 12 時間後に注水ができるようになると、若干その我々の評価ではかけた瞬間は蒸気が出ますけれども、その後はすぐまた冷えて戻ってしまうということです。そこから格納容器から余りセシウムが出てこない。出てきた量を評価しても、3 機全て足し合わせても、敷地境界で実効線量は年間で 1mSv を下回るという評価でございます。そういう状況でございますので、先ほど安全委員長からも新たな避難が必要となるような事態は非常に低いというようなご評価をいただいたんだと思っております。2 ページ目にまいりますと、あと原子炉の臨界の防止ということにつきましても、これは先ほどの注水の設備の方にホウ酸タンクがつながっております。これはタンクが二つある。更にこの地震の時に両方が、二つのタンクが共倒れにならないように、一つには水を入れておりますけれども一つは空にしておくということで、地震の時というのはものの形によって揺れ方が違いますので、違う揺れ方がするようにしておこう。更にもしその二つとも駄目になった場合には仮設プールをすぐ設置するというふうにしております。で、温度上昇を検知して又は放射線の上昇を検知してホウ酸の注水を行い臨界を止めるという体制が整っております、この場合も万が一そういう事態が起こった場合、先ほど言いましたそのタンクが二つとも使えなくて、仮設プールを組み立てないといけない、そうしますと若干時間が掛かりますので、22 時間ぐらいホウ酸が注水できないって場合を想定して、そういうような場合でも、敷地境界で 0.54mSv と、1mSv より低いという評価になっております。次に使用済燃料プールですが、これはもう既にだいぶ冷えておまして、20 数°Cまで下がってきております。これの冷却するための図を見ていただきましたら分かる通り、熱交換器も二つ、ポンプも二つ、エアフィンクーラーも二つということで、多重化が図られております。そして、もしこれらが全て使えなくなった場合には、右の方にありますが消防車で注水することが可能でありますし、また最後には事故当時、発生の初期に使っておりましたコンクリートポンプ車、これを置いておりますのでこれで注水が可能であるということです。これで厳しい条件、こういうものが全部使えなくなった場合どうなるかということでございますが、今も燃料プールは非常に冷えてきておりますので、一番厳しい 4 号機の使用済燃料プールであっても、今水が入れられなくなったとしてもプールの燃料の上に水が 2m のところまでずっと下がってくると、2m あれば問題ないわけですが、2m のところに下がってくる期間を計算しますと、4 号機でも 16 日程度余裕があると、ほかのものでは 1 ヶ月以上余裕があるものもあります。ですからその間にコンクリートポンプ車が再びくる、これは 1 日もあればできるわけでありまして、全く問題のない余裕があるという状況でございます。

最後に3ページですけれども、高レベル放射性汚染水の処理ということで、これにつきましても設備が多重化されておりまして信頼性はございます。そして漏えいをどう管理するのかということで、高レベル汚染水の場合は検知器も既にあり、堰や建屋で漏えいの拡大の防止は図られております。残念ながら12月4日に発生いたしました淡水化装置からの漏えいにつきましては、後ほどご説明しますけれども、対策を強化していただくということです。他のタンク等は巡視点検で監視しております。これの基本的な汚染水の管理でございますけれども、基本的に地下水よりも建屋内の汚染水の水位を低くすると、そういうことで仮にひび割れがあっても、外から中に入ってくることはあっても、中から外へいかないようにするということが一つでございます。そして、長時間この汚染水処理設備が止まった場合はどうなのかということですが、この場合は長期間停止しても、この同様の設備を約1ヶ月で再構築が可能ということですが、その1ヶ月間の余裕はタービン建屋ですとか、高濃度滞留水処理水受けタンクですとか、このホットウェルですとかいろいろな場所がありますので、1ヶ月持ちこたえることができますので、海洋への漏えいはないと。また豪雨が降りましても、過去のこの地方での1ヶ月の最大雨量というのは600mm程度だったと思いますが、今は1m程度余裕があるので問題がないという状況でございます。このような状況をトータルに勘案いたしまして、我々としましてはこの東京電力の計画を妥当というふうに判断をいたしました。ここで、先ほど安全委員会さんの方からも、委員長のコメントというのがございましたけれども、この後どうするのかというのがございますので、本日東京電力株式会社、福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更についてという指示を出しております。この施設運営計画というものは、言わば設計図のようなものでございますので、これに基づいてきっちり運営管理をしていただくということで保安規定を変更して、この循環注水冷却システムに係わる設備等の保守、管理、その保安規定を出すようにと、そのように指示を出しておりますので、出てきた段階で審査を行っていくということでございます。そしてもう一つプレスリリースがございましたけれど、これは先ほどご説明しましたが、蒸発濃縮装置からの漏えいに関して指示を出しております。プレスリリースの分で別添2というところで書いてございますけれども、記以下が指示事項でございます。漏えい対策についてはより信頼性の高い漏えい防止のための措置を講ずるよう作業計画を作成し、当該計画に基づき実施すること、そして監視について、2.は監視についてと。3.、このようなことが迅速かつ万全にできるように手順及び体制を確立すること、4が放射性物質の評価ですね。これはストロンチウムの濃度が若干暫定のところがありますので、そこをきっちり測って再度評価を行うこと。そしてそれに基づいて環境影響評価を行うこと、この5点を指示をしております。当方からの説明は以上です。

○司会

ここで園田政務官から補足の説明があります。

○園田政務官

まず私から 3 点ほど補足をさせていただきます。補足と言いますか、まず 1 点は急病人の発生の事案についてでございます。本日でございますが、除染の効果の実証実験を行っていた伊達市下小国地区において、急病人が発生したということでございます。その後当該の作業員の方が死亡されたということでございます。今私の所にニュースが入ってまいりました。後ほど支援チームから補足をしていただければというふうに思います。それから前回のご質問の中でおしどりさんからのご質問があったわけでございますが、厚生労働省の社会保険審議会、これの患者調査でございますが、今年福島県で一部行わない所があるということで、それについての詳細はいかんということでご質問をいただきました。今日の厚生労働省から担当の室長が、武田室長がおこしをいただいておりますので、これも後ほど担当室からご回答を申し上げたいというふうに思います。そして本日でございますけれども、ご案内のとおりご承知かと思いますが、本日で第 7 回目となります。細野大臣のもとで放射性物質の顧問会議が行われているわけでございますが、本日の低線量被ばくのワーキンググループが第 7 回目という形になりまして、6 時から午後の 9 時まで行われる予定になっております。詳しくはまたホームページでご確認をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。私からは以上です。

○司会

それでは厚生労働省から関係者が来ておりますので、今の政務官が紹介ありましたことについて説明をしてもらいます。

○厚生労働省

厚生労働省統計情報部の武田と申します。よろしく願いいたします。前回ご質問をいただいたということで、宮城県の一部と福島県で患者調査がなされない、その経緯と理由ということについてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず患者調査と申しますものが、これは医療施設を受診、入院しておられます患者さんの傷病の状況等をもとにいたしまして、医療行政の基礎資料を得るということを目的とした抽出調査となっております。抽出調査でございますので、医療施設を無作為に抽出して調査しまして、その結果から全体の患者数を推計する、そういった種類の調査でございます。

今回の調査の実施にあたりまして、東日本大震災による被害が特に甚大でございました3県、岩手県、宮城県、福島県と事前に協議を行せていただきました。その上で、これから申し上げるような理由から、福島県の全県、それから宮城県の一部、具体的には石巻及び気仙沼医療圏というところでございますが、こちらにおきましては調査をしないということになったものでございます。

理由でございますが、改めて申し上げるまでもないんですけども、宮城県につきましては、一部の地域、今申し上げた石巻及び気仙沼医療圏におきまして特に被害が甚大でございまして、医療施設の多くも被災しているという状況でございます。また福島県につきましては、地震、津波の自然災害のみならず、原子力発電所の事故という極めて深刻な状況が続いている、そういう特殊な状況でございまして、医療施設の被災に加えまして、特に自治体機能の移転も行われるなど、医療機能それから住民の方々の大規模な移動が認められているという、そういう状況でございます。

まず、このような状況下におきまして、福島県全県と宮城県の一部につきましては、先ほど申し上げました抽出調査でございますので、無作為抽出を通常とおりに行って調査を実施した場合、回収率が低い状態で集計するということになりますと、そこから得られるものが偏ったデータとなってしまいまして、結果的に、目的である患者数というものを正しく推計することができないという、技術論的な問題がございます。

また、調査方法なんですけれども、この患者調査につきましては、まずそれぞれの県、保健所が、無作為抽出されました医療機関に調査票を配布いたします。そして対象のその医療施設が、調査日におきまして来られた、若しくは入院された全ての患者さんごとにカルテ情報から調査票を記載いたします。その後再び、それぞれの県、保健所が調査票を回収いたしまして、内容、記載の不備、記載漏れ等の確認をするという方法で実施しております。多いところでありますと1医療機関で3,000件以上のデータ記載が必要な場合があるという、そういう規模のものでございます。このように、この調査におきましては、県などの自治体それから医療施設の作業負担というものが非常に大きいものとなっております。様々な復興対策というものが行われる中におきまして、今回、福島県それから宮城県の方から、今申し上げましたような県内の状況、それから調査形態等を踏まえまして、福島県全県それから宮城県の一部について対応できないという回答をそれぞれ受けまして、最終的に当該地域におきましては調査を実施しないこととなったというものが経緯でございます。

なお、福島県民の方々の健康状況の把握につきましては、ご案内のとおり、福島県が実施しております県民健康管理調査というものがございます。これにおきまして、私ども厚生労働省からも検討委員会に参加いたしまして、技術的な支援

を行わせていただいているというところでございます。以上、簡単ではございますがご説明させていただきました。

○司会

それでは質疑に入らせていただきたいと思います。先ほど政務官から説明のありました事故の関係につきましてまた情報が入りましたら改めてご紹介させていただくということにさせていただきます。これまで何度もルールのご説明させていただいてますので、質疑にそのまま入らせていただきたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。失礼しました、厚生労働省の方々ですけれども、今日5時半ぐらいまでしか時間がないもので、先に厚労省に対する質問がございましたらお受けさせていただきます。ご質問のある方挙手をお願いいたします。それではそちらの女性の方。

<質疑応答>

○NPJと吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりと言います。どうぞよろしく願いいたします。

厚労省の武田さんに、ご説明ありがとうございました。2点質問がございます。この患者調査が宮城県の一部と福島県全県で患者調査から除外することになった10月20日の統計分科会の議事録を見ますと、早川統計企画調整室長のお言葉で、福島県は特に地震だけの影響ではなくて、原発の影響もあって平時でない状況が続いているということで除外するという事なんですけれども、特に地震だけの影響ではなく、原発の影響といったものが具体的にどういったものなのか。宮城県では内陸部は調査されているにもかかわらず、福島の会津などの医療機関では調査は出来なかったものなのかをお聞きしたいと思います。後もう1点、県民健康管理調査の件ですが、私も何度か検討委員会の傍聴と被災者生活支援チームの医療班にも問い合わせしておりますが、県民健康管理調査は被ばく医療の関連が主ですので、患者調査と全く異なる性質ものだという回答を保安院の広報からも先日得ました。ですので、患者調査がこういった理由で今回除外されるのか、少しちょっと余り理解が出来なかったもので、もう1度ご説明をよろしく願いいたします。

A：(厚労省)それでは、ご説明申し上げます。まず1点目についてでございますけれども、すいません、ちょっと10月20日の時のご説明のところ、少し舌足らずの部分があったのかも知れません。ここで福島県におきまして、原発の事故というもののプラスアルファの部分があって通常と違うというのは、先ほど私の方がご説明申し上げましたように、例えば自治体機能の移転であ

りましたりとか、それに併せまして医療機能の移転というようなものも、内陸部の方の医療機関にも影響を及ぼしていると、そういうようなお話もございまして、そういうことも勘案し、また2番目に申し上げましたが、患者調査の調査形態につきまして、例えば県や保健所の方々の作業負担というものも、これも非常に大きいというものでございます。そういうものも総体で考えた上で、なかなか福島県の方では、沿岸部分のみならず、全般的に今回は調査というものは難しいということでお話があったというふうにご理解いただければと思います。そういうような内容でございます。

それから、2番目に関してでございますけれども、患者調査はご指摘のとおり、大体全国におきましてどのような患者さんがおられるのか、若しくは患者さんの動態でありますとかですね、そういうようなものがどうかということ进行调查するというものでございます。それから、1日の状況から推計をするというものでありますので、ある意味では、県民健康管理調査のように継続的に追っていくと、そういう意味では違うということでお話があったのではないかというふうに思います。今後、長期にわたりまして、福島県民の方々の健康状況の把握を行うという観点からしますと、そういう意味では健康管理調査におきましてですね、継続的にその状況を把握することが、ある意味で非常に重要なことというふうにそのように考えております。以上でございます。

Q：ありがとうございます。では、自治体機能の移転などが内陸部の医療機関にも負担を掛けているということで、これは宮城より福島の方が原発による影響で自治体機能がより多く内陸部に移転したので、医療機関に負担を掛けているので、除外したという認識でよろしいでしょうか。

A：(厚労省)自治体機能の移転も一つの例でございます。それから、医療機関がその辺りですね、自治体機能も含めて住民の方の大規模な移動があるということにおきまして、内陸部の方へのシフトでありますとか、そういうようなことも含め、それから先ほど申し上げたような県全体での作業負担、そういうようなことも総合的に考えた上でなかなか全県的に難しいというようなお話をいただいたというところでございます。

Q：分かりました。医療機関ではなく、住民の移動、内陸部に宮城より福島の方がより多く原発の影響により移動しているので調査しにくい、負担がかかるということで。

A : (厚労省) そういうプラスアルファの要因もあると。いろいろなファクターがあるんだけど、そういうようなことも医療施設のみならず、そういう部分もあるというふうなお話もありましたので、そういうことが原因かなというふうに考えております。

Q : ありがとうございます。もう 1 点。県民健康管理調査と先ほどおっしゃられますのは、検討委員会が行っております問診票による行動記録をつけた県民健康管理調査のことなのか、それからこれから行われます特定検診の上に乗せた健康調査のことなのか、どちらを指しておられるのでしょうか。

A : (厚労省) すいません。私ちょっと健康管理調査の方、直接担当しておりませんものであれなんですが、例えば詳細調査等におきまして、健康診査というものもございます。その中には例えば、一般健診項目の他に、例えば白血球の分画等のような調査もございますので、そういうようなものを中心にフォローアップして行くということもあるのかなと思います。すいません。ちょっと直接こちらのものに関しては担当しておるものではないものですが、そういうふうに理解しております。

Q : 分かりました。すいません、しつこくて。県民健康管理調査と名の付くものは、県民健康管理検討委員会が福島県庁の中におりまして行っておられますが、これは健康調査ではなく問診票、行動記録を付けた問診票を付けた被ばく線量を評価する調査ですので、一切これは疾病などのことは調査しないものなのです。なので、厚労省に問い合わせた時も、患者調査の代わりに県民健康管理調査が代わりになるものではないと私は思いましたので、被災者生活支援チーム、そして保安院の方に問い合わせましたが、同じようにこれは何ら患者調査、他の疾病については何ら調査いたしませんので代わりにはないというお答えをいただいたんですね。ですので、これは厚労省の方でお考えの患者調査に代わる調査が、県民健康管理調査なのか、若しくは特定検診の上に上乗せされる健康調査なのか、それによって理解が全く変わりますのでまたお答えをどうぞよろしく願いいたします。

A : (厚労省) 基本的にですね、患者調査に代わるものというものではございません。そこはそのとおりでと思います。今おっしゃられましたのが、基本調査の後に例えば詳細調査のようなものがあるというふうに伺っております。県民健康管理調査。そういう中における健康診査の中の項目で県民の方々の健康状態を長期的にフォローアップしていくということではないかと

いうふうに考えております。ですので、少なくとも患者調査というもので今回調査しなかった部分のものを代替すると、そういうものとは、性質が異なるものでございますので、そのところは違うというふうに考えております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

他にご質問のある方、厚生労働省に対する質問ある方いらっしゃいますでしょうか。そちらの方。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅と申しますけれども。労災の関係でいろいろお亡くなったり、いろんな体調不良の関係等もあるんですけれども、厚労省として、第一原発の方で働かされている方の個別具体的なそういう事例についての情報の把握とか、あるいは改善の必要性だとかそんなことについては具体的にどんなことをされているんでしょうか。

A：(園田政務官)日隅さん、すいません。今日お越しをいただいたのはですね、厚生労働省の統計情報部、人口動態保健統計課の保健統計室長でございます。労働安全衛生の分野では、大変申し訳ございませんがございません。したがって、その質問はですね、後日どこかでお問い合わせをしていただければと思いますけれども。必要であれば私の方からも厚生労働省の担当部局の方には伝えておきます。

Q：そうすると今日来られている方はご回答の範囲、今回のことにかかわることでお答えになれる範囲というのは具体的にはどういうことなんでしょうか。どんな質問が可能なのか分からないので。

A：(園田政務官)したがしまして、先ほどおしどり様からお話がありましたですね、統計調査についてご質問をいただきましたので、それについて今日実際に来ていただいてご質問にお答えをさせていただいたということでございます。

Q：分かりました。

○司会

ご質問ある方いらっしゃいませんか。それではここで厚労省の関係者の方は退室をします。それで、ここで先ほどお話がございました支援チームの方から、事故の関係につきましてご説明をさせていただきます。

A：(支援 T) 補足でご説明いたします。今ここで分かるのは一連の経緯でございますけれども、本日より伊達市の方で除染技術等調査事業ということで、除染の作業の方が開始されました。それで、本日 13 時にですね、作業員の方が戻ってこられないのを、60 歳の男性の方でございますけれども、戻ってこられない、不在の事を不審に思われて探したところ、作業用者の自動車の所にいらしたということですね、で、心肺停止の状態にありました。そこで、救急車を呼びまして、1 時 8 分、救急車が到着し、その蘇生作業の方開始しております。で、1 時 20 分に私ども、支援チームの方にもご連絡をいただきながら、1 時 26 分に救急車の方で医療機関の方に搬送されたということです。1 時 42 分に医療機関の方へ到着をいたしまして、14 時にですね、医療機関での努力の甲斐なく、残念ながら死亡が確認されたということでございます。今、お知らせできますことは、以上でございます。

○司会

それでは、質疑を受けたいと思います。ご質問ある方、挙手をお願いします。では、そちらの男性の方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、今の件なんです、戻らないのが分かった時間、最後に確認されてから戻らないのが分かった時間、それから心肺停止の状態で見つかった時間、それぞれ、要するに救急車が到着する前の状況というのは、どういう状況だったのでしょうか。

A：(支援 T) すいません、今聞けたのが、はい、そこまでで、13 時に不在なんです、戻ってこないんで、探したら見つかって、というところでございます。それで、救急車呼んできてもらったのが 13 時 8 分だというふうに聞いております。

Q：男性の作業内容というのは。

A：(支援 T) すみません、そこまでちょっと聞いておりませんが。

Q：すいません、今分かっているということは、以上で終わりでしょうか、そうすると。

A：(支援T)はい、今、取りあえず。

Q：次に情報は入るのは、どういう状況で、いつ頃なるんでしょうかね。そうすると、次に詳しい情報が入るのは、いつ頃になるんでしょうか。

A：(支援T)え、それも含めて、ちょっと今、要するに、一連のそういうことを、今、皆さまの方にお伝えできるという状況になったということ聞いたところでございます。

Q：分かりました。

○司会

はい、では後ろの方。あと、こちらの、お1人ですか。じゃあ、その前から2番目の方。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。今のに追加なんですけど、すいません、60歳の方がお亡くなりになったということなんですけれども、この方は民間企業の方なんですか、こういった方になるんでしょうか。

A：(支援T)企業の方だと思われませう。

Q：企業の方。

A：(支援T)はい。

Q：なんですな。どの位、こう作業に携わった方ってのはまだ、全然情報がないんですか。

A：(支援T)この、伊達市での作業は今日から開始されました。

Q：今日開始して、じゃあ、60歳の方も今日作業に入られたと、初めて。

A : (支援 T)だと思います。おそらく。

Q : はい、分かりました。

○司会

はい、ではそちらの前から 2 番目の壁際の。

○東京新聞の大村

Q : 東京新聞の大村です。死亡事故なもんですね、ちょっと、伺いたいんですけど、伊達市のどこでこういう作業していて、これは警察にはお届けになってるんでしょうかということが 1 点ですけども、まず取りあえず、それ伺いたいんですけど。

A : (支援 T) 作業公安事業行なっておりました場所は、伊達市の下小国、下の小さい国と書くところの集会場の近辺の方でございます。警察の方へは、ちょっと、はっきりとそこ確認聞いたわけではないですけども、連絡あるいは、されているのではないかと思うんですけども。

Q : されているんですね。

A : (支援 T) と、思うんですけど。通常の手続き等に従ってということだと思いますんで。

Q : この 60 歳の男性の方というのは、どういう作業してたんですか。

A : (支援 T) すみません。今、作業について、内容についてはちょっと聞いておりませんが。

Q : 集会場の除染をしたんですか。

A : (支援 T) 集会場近辺の方をやるのがこの事業のところで、集会場とその周りの方ですね。

Q : 作業車の中ってのは、その作業車で出て行って戻って来る、そういう流れなんですか。普通は、その除染っていうのは。

A : (支援 T) この場所で、ちょっとどういう形でやっておるかによりますけれど、すみません、そこもちょっと今、取りあえず聞けたところをお話したままでして、

Q : その、作業車っていうのは、この会社の車ですか。

A : (支援 T) 作業者用の自動車ということで、作業者の方たちの車ということで聞いております。

Q : すみません、この方は今日はいつから働いていたんですか。

A : (支援 T) それもちょっと今不明ですが、通常の午前中の仕事をされたのかなと思いますけれども、ちょっと確認取って言うておるわけではありません。

Q : この方 60 歳の男性は、どこのお住まいというか、住所、どちらの方ですか。

A : (支援 T) 今も、それもちょっとこちら情報ございません。

Q : 取りあえず、そんなとこでいいです。

○司会

他にご質問ある方。そちらの方と、そちらの方、続けてお願いします。

○ネオローグ 小嶋

Q : ネオローグ小嶋です。よろしく申し上げます。今の件なんですけれども、この実証実験自体の詳細というのは分からないんですかね。

A : (支援 T) その、下国集会場とその周りの方ですね、その一連の近辺の除染の作業を行うというところであります。

Q : これはどこ、例えばどこが主催と言うか、政府が主催なのか、県が。

A : (支援 T) 事業自身はですね、内閣府が委託をしまして、日本原子力研究開発機構が受けております。

Q : で、そこから民間、こういった民間の企業の方をお願いしているという形

ですか。

A : (支援 T) はい。

Q : はい、分かりました。作業の規模とか、そういうことも分かんないですかね。例えば、何人働いているとか。

A : (支援 T) ちょっと人数とかまでは。

Q : あ、分かりました。ありがとうございます。

○司会

はい、それではそちら。

○ニコニコ動画 七尾

Q : すいません、ニコニコ動画の七尾です。重ねてなんですけど、すいません、この作業は何人位で作業されてたか分かりませんかでしょうか。

A : (支援 T) 少なくとも今は、こちらで分かっているのは、お話できたことが。

Q : この作業自体は一旦停止されているっていうことでよろしいでしょうか。今回の事故がありまして、実証実験とかは停止している。でしょうか。

A : (支援 T) そこは確認しておりません。

Q : 当然、一応改めて確認、念のため確認なんですけど、除染ボランティアの方等と一緒に作業はされてないですよ。

A : (支援 T) 今回ののはボランティアの方たち、今日の作業はボランティアの方たちはいないと思います。

Q : これは、原因究明までかなり時間が掛かるとは思うんですけども、一旦、除染ボランティア等々の方などは、一旦、作業停止されるとか、そういったご予定はありますか。

A : (支援 T) この事業自身にはボランティアの方は関わっておられません。

Q：ただ、そうだと思うんですが、全体的にですね原因が分からないとですね、除染ボランティアの方もかなり不安になると思うんですけど、そういった影響については、いかがお考えというか。

A：(支援T)実は、原因の方につきましても医療機関の方へ運ばれてまして、一応、内々伺っておりますが、お話申し上げていいかということについては、ご遺族の方には確認をしてからということでございます。その前に、聞いている内容からしますと、恐らくおっしゃっているご主旨は、他の作業の方がこの辺りでの作業を止めるべきではないとか、そういった事でございますよね。

Q：影響ですね。

A：(支援T)今直ちに他の作業の方の行為、除染関係の作業をやることについてのこと、何か新しく措置を考えるようなたぐいの種類ですね、原因ではないというふうには聞いてはおります。

Q：分かりました。

A：(支援T)いわゆるそういうところの状況だというふうに伺っておりますので。

○司会

他にご質問のある方。ではそちら前の方後ろの方、で前の方。3人続けてお願いします。

○東京新聞の志村

Q：東京新聞の志村と申しますが、作業車というのはどういうタイプの車で男性はどこに乗っていたか分かりますか。

A：(支援T)すいません。ちょっと聞いてそれでお話ししているところなので補足の情報は今持ち合わせはないです。

Q：ワゴン車みたいな形で全員箱乗りで行くような作業なのか、それとも自分で自家用車みたいな運転して回って作業するような質のものなのかという主旨なんですけども。というのと男性の先ほどそういった種類の原因ではな

いというような話しだったんですけども、要は内因性の何か病気を抱えてたとかそういうことで理解していいわけですか。

A : (支援 T) 内因性、ご病気というわけでは多分ないんだと思いますけれども、ご遺族とちょっと確認をさせていただいてから具体的な話しをさせていただければと思います。

Q : いずれにしろ放射線による影響ではないという見解でいるということではないわけですね。

A : (支援 T) 一般的にある、放射線の関係で出てくる死因ではないと考えております。

Q : 分かりました。

○司会

では後ろの方。

○読売 佐藤

Q : すいません。読売の佐藤です。ちょっと細かいところ聞き漏らすと困るのですいません確認させてください。一つは今日伊達市で始まった除染実証作業が今日から始まった伊達市で初めてという言い方ご説明だったと思うんですけど、これは伊達市で初めてなんですか。それとも伊達市下小国地区で初めてなんですか。

A : (支援 T) はい伊達市の下小国地区で特にこの内閣府の委託作業、委託の事業で日本原子力研究開発事業が行っている事業のその除染に関するその作業が、測定等は前も行ってあったわけですけど実際に除染活動の作業の方が今日は初めてということでございます。

Q : じゃあ伊達市でも他にやっているところもあったということですか。

A : (支援 T) いわゆる伊達市でよく除染活動がいろいろボランティアの方たちの協力を得たりして進められたりしているのはまた別に進んでおります。

Q : それは政府としてやっているものがあるということではないですか。

A : (支援 T) いえ直接政府の資金を使ってということでは今回この事業の方が初めてになります。

Q : 要するにさっきおっしゃった内閣府が JAEA に実施した事業としては伊達市では初めてということですか。

A : (支援 T) はい。

Q : それからすいません。被災者支援チームは所属は原災本部でよろしかったですか。

A : (支援 T) はい。そこが内閣府の原子力災害対策本部という位置づけになりますので、その内閣府の委託事業として行っているものとして今日が初めてということになります。

Q : ごめんなさい。今主旨で伺ったのは今伺っている情報の出所がどこかという意味合いで何々によるとという確認なんですけど、それはそうすると内閣府原子力災害対策本部でいいですか。

A : (支援 T) はい。

Q : すいません時間の関係の確認もさせてください。13 時にまず分かったのは 60 歳の男性が戻ってこないということで同僚の方が作業用の自動車の中に見つけたのが 13 時という理解でいいですか。

A : (支援 T) はい。そうだと思います。

Q : ごめんなさい。そのとき心肺停止で見つかるとおっしゃったんですが、その時点で心肺停止かどうかというのが分かったんですかね。

A : (支援 T) 一応今聞いているところでは、13 時に心肺停止の状態であったということになります。その場でお医者さんが見られてということではないですけれども、とにかくきつと見つかって息が止まっておられるような様子だということであわてて救急車の方を呼んだということではないかと思えます。

Q：心肺停止というのにも要するに息をされてなかった状態だったという。

A：(支援T) そういう医療的にきちんと確認されたということでは恐らくないと思います。現場で同僚の方が発見されたということですので、それでその様子を見てあわてて救急車の方を呼ばれたと。ちょっとやり取りの中で心肺停止という言葉で聞いたものですからそのまま使いましたけれども、その時に多分お医者さんがいらっしやったというわけではないと思います。

Q：ちょっと時系列の確認ですけど、13時8分に救急車を呼ばれて13時20分に支援チームに連絡が入って13時26分に救急車で搬送と言い方されたのはこれは救急車が到着して現場から病院に向かった時間という理解でいいんですかね。

A：(支援T) はい。医療機関に向かった時間が26分で42分に医療機関の方に到着したと聞いています。

Q：14時に亡くなられているのを確認されたということでもよろしいですか。

A：(支援T) はい。そういうことになります。

Q：ごめんなさい。プライバシーの関係で言えないものは言えないというご説明だったと思うんですが、先ほど政務官も急病人というご説明をされたんですけども病気であること自体ははっきりしているんですか。それとも亡くなった理由自体がまだきちんと分かっていない把握出来ていないんですか。病名はまだ言えないけども病気だということがはっきりしているのか、そもそも病気であるかもどうかも含めて亡くなられた原因はまだ正式には分かっているというようなそれはどちらなんでしょう。

A：(支援T) 放射線とかあるいは除染の作業の中での話ではないということ。

Q：ごめんなさい。それは逆に言うとある程度推測がつかれているということ。

A：(支援T) 医療機関の方で死因について判断されたというのは聞いております。

Q：じゃあ今はその具体的な病名については、まだここでは言えないというそういう理解でいいんですね。

A : (支援 T) はい。病気という表現が適切なのかどうかというのはちょっとあると思いますけれども。

Q : ごめんなさい。これ原災本部によるとという形の情報なので言えることは言えるでご説明いただきたいし、言えないことあるいは分からないことは分からないとご説明いただきたいんですが。そういう意味合いでいいますと急病あるいは病気というふうに表現できる何か根拠、情報をお持ちなのかそれも含めて分からないということなのかそれはどちらなんだろうかと伺っているんですが。

A : (支援 T) 一応死因の方としては我々の方は聞いております。

Q : それで先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、男性のお住まいとか今日いつからどんな作業をしたとかはそれは今分からないということですね。

A : (支援 T) はい。

○日本経済新聞 黒川

Q : 今の以外の質問でもいいんですか。作業員の死亡以外の質問も続けて。

○司会

結構です。

Q : 大丈夫ですか。保安院からの東京電力からの報告書に対する評価結果に関する質問ですけども。

○司会

所属と名前を。

Q : 申し訳ありません。日本経済新聞社科学技術部黒川と申します。保安院による東京電力からの報告書に対する評価結果についてですが、ちょっとその先聞き漏らしたかもしれませんのでもしお話しになってたら申し訳ありません。これについて評価結果を原子力安全委員会に報告されたと、その続きとして冷温停止ということになると思うんですけども、それに際して政府から

地元に出向いて知事などに説明して早ければ16日に首相の方から冷温停止を宣言されるとか、その辺の道筋が何か決まっていたら教えてください。

A：(保安院)保安院ですけれども、本日原子力安全委員会の方にご報告いたしまして今後今月の放出量の評価ですとか政府全体で慎重に確認作業を行っていく。そういうことになると思っています。

Q：ということはまだ冷温停止とかその辺りまで発表出来る段階ではないということでしょうか。あと原子力委員会の方では受けて結果、今日のうちに何か進んだところまであれば教えていただきたいんですが。

A：(原安委)原子力安全委員会では先ほど冒頭の説明の中で申し上げたコメントを、コメントというか口頭で会議の中でそういうことを申し上げて、それ以上はありません。

○司会

他にご質問のある方。前の方お1人。まだ1度も手を上げてらっしゃらない方いらっしゃいませんか。よろしいですか、では後ろの方どうぞ。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。安全委員会の加藤さんにお伺いしたいんですけど、先ほど保安院からの報告を受けた班目さんが三つの指摘をされたという中で1番目と3番目は何となく分かったんですけど2番目は通常時の検査、運営について保安院のその整理を行うというふうにおっしゃったというんですけど、その整理というのは何のことを言っているか分からないというのが1点ですね。それから当然この先ほどの質問にもありますけども、ステップ2、冷温停止状態という事を年内にという事を前提の動きだと思うんですけど、安全委員会としてはですね。年内に何らかの会議で、この結果を受けてどういうスケジュールリングでですね、結果は別ですけど。会議はいつ予定されているのかっていうのが判れば教えて頂きたいと、それから2点目。先ほどの山形さんのご説明について伺いたいんですけど。先ほど、ポンチ絵と言うか、後ろにつけてる紙でご説明いただきましたよね、そうですね。その中の1枚目の左側のその冷温停止状態の達成状況参考って書いてありますよね。そこに一応1号機の底部が45℃で、格納容器の47℃って格納容器の方が温度が若干高い訳なんですけど、当然なのはその燃料が格納容器の底にですね、溜まっている。1号機についてはもう99%っていうのが東電の推計

だったんですけど、この文書の中ではですね、格納容器内に損傷した燃料が漏えいしていたとしてもって、書いてあるんですよ。これはね、仮定なんですよ。だからこの報告書自体が、未だに燃料がですね、1、2、3号機について圧力容器にある事を前提にして作ったのかなと、よく解らないんですけどね。この資料の右側のポンチで見るとね、その格納容器の中と圧力容器を比べますとね、圧力容器の方に沢山燃料が降り積もってるような書き方をしているんですよ。だから、これがいわゆる保安院の認識なのか、だとしたら2週間前ですかね、東電さんが実質的には底抜けちゃったと、格納容器の底のコンクリートをかなり侵入していたと、いう事を公表されてるんですけど。この報告書というのは、そういうことがないことを前提にね、作ってるものなのかね。要するにそのニュアンスがもう、この報告書自体がですね、公衆とか作業員の安全ってことを考えたら、その燃料が今どこにあるのかというのはですね、一番心配なことなんですよ。するとそういうことについて、このポンチを見ますとね、保安院さんってのはどういうふうなお考えなのか。特にこの仮定の表現についてはですね、私には理解出来ないんですけど、ちょっと揚げ足を取るようなこと申してるかも知れませんが、やはりおかしいと思うんですよ基本認識が。その点についていかがでしょうかね。

A：(原安委)はい。まず原子力安全委員会ですけども。1点目が班目委員長の3点のコメントの内の2点目のものですけども。普通の原子力発電所ですと、普通の状態ですと、例えば3ヶ月に1度保安検査、保安規定が守られているかどうか、国の保安検査官が検査するですとか、あと、新たな施設を作ったりする時には、施設の中身にもよりますけれども、作る過程での施設検査ですとかありますし、あとプラント全体については13ヶ月に1回施設定期検査というのがあります。また、そういった法定の検査とは別に、保安検査官が毎日発電所に行って、現場の状況を見て回るという活動も行われてる訳です。そういった活動が、今の状態の福島発電所についてはどうするつもりなのかというのをはっきりしていただきたいと、例えば保安検査をずっと行われてきてない訳ですけども、事故発生以来、今後そういうのをどうしていくのかといったようなところをはっきりさせていただきたいといったことであります。

それから2点目の今後のスケジュールについてというお尋ねありましたけれども。今回の、この東電からの施設運営計画その1についての保安院の評価について、今日報告を受けた訳ですけども、その1については、今日報告を受けたということで終わりであります。また今後、その2以降について保安

院としての評価結果がまとまれば、また今日と同じように原子炉等規制法に基づいて報告があるものと考えておりますけども、そこは保安院さんの方でどのようなスケジュールでやられるのか、まだ我々そこは伺っていないところであります。

A：(保安院)保安院ですけれども。まず班目委員長からのお言葉の、その検査のことについて我々がまず考えていることを、ご説明しますと。先ほどニュースリリースという形のもので、ご紹介をいたしましたけれども。まず、こういう設備、こういう構成でっていうことが決まりましたので、これに基づく保安規定の変更をするようにっていうことで、そのいろいろと細かい運営上のルールをですね、作るようにっていうふうに指示を出しております。そういう意味で、まずその保安規定ができれば、その保安検査っていうものもしていく事になると思います。そして今現在は、現場に保安院の職員が入って日々、様々な作業に立会いをしておりますけれども。そういうことについてはこれから、整理していかなければならないというふうに思っております。まずそれが1点。それと先ほどのご質問でございますけれどもこの資料の中に、格納容器内に損傷した燃料が漏えいしていたとしてもっという表現を、何か過小評価的に書かれてるというか、そういう主旨だと思うんですけれども。これは我々としては、100%漏えいしているのか、100%漏えいしていないのか、それは見てみないと分からないんですが、そのどちらであっても温度はきっちりと測れていて、仮に100%漏えいしていたとしても格納容器内の温度が測れているので、蒸気圧が立ってなくて、蒸気に伴ってセシウムが出ていないと、そういうことは確認しておりますので、外部に対する影響は非常に限定的になっていると、そういうふうに考えておりますんで、我々は中が78%なのか99%なのか、正確なことは分かりませんので、仮に100%下に落ちていたとしても、そこは大丈夫だというふうに考えております。

Q：この表現が100%下に落ちていてもと書いてないじゃないですか。そういうの詭弁っていうんじゃないんですか。

A：(保安院)それは表現の仕方が分かり難いっていうことであれば、申し訳ございませんけれども。漏えいしていたとしてもという意味は0%から100%まで、いろいろとありますけれども。漏えいしていたとしてもということです。

Q：という事は、この報告書は基本的にその圧力容器から当然ながら漏えいしている事を前提に、書かれているという事ですよ。

A : (保安院)前提にといいますか、そういうことがあってもということでございます。そして、この右側の図が、なんか下に少ししか落ちてないじゃないか、そういうイメージでいるのかっていうことでございますが。ご指摘のように東京電力の方も、今1号機の方は相当落ちてるだろうと、ただし2、3号機については限定的であろうと、そういうこともございますので、平均的な形で示しておりますが、別に他意があつてですね、こういう書き方にした訳ではございません。

Q : 3月1日以降の事を考えて、やはり最悪を想定してリスクマネジメントっていうのは何が起こるかっていうことを、想像力を働かせてやるということなどは当たり前になってるんですけどね。この表現は、普通に読みますとね、保安院の今日現在の認識はですね、格納容器内に損傷した燃料が漏えいしていてもっていうのはね、仮定の表現ですよ、これ普通の言葉して。それだったら最初から漏えいしてると何で書かないんですかね。だから、それがちょっと私には理解出来ないんです。あの園田さんですね、私はやはりこういう所がやっぱり、保安院が私信じられないんですけれど、こういう表現っておかしくないんですかね。

A : (園田政務官)いろいろな形を私どもですね、想定をさせていただきながら、従前までは実は前回のロードマップの改訂まではですね、こういった表現は使ってなかったんですけども。確かに、皆さん方からも压力容器内が分かっているのではないかというようなご指摘も頂いてまいりましたので、ではそういった形をですね、多方面から様々な可能性を考えた上で、しっかりと評価をしていくつという形を皆さん方にも見ていただこうと、いう事で追加をさせていただいて来た所でございますので、そういった点では従前よりは大きな、私は可能性をですね、皆さん方にも知っていただく見ていただくつというのが必要だと、いう形でこういう記述をさせていただいたというふうに思っております。その点をご理解をいただければと思っております。

Q : 2週間くらい前の新聞の1面を見たら、実際には格納容器のそのコンクリマで侵入してるというような書き方をみんなしてて、皆さんそういう事を議論に考えてるんですけどね。要するに報告書を最初に求めた時は10月ですね。10月の上旬で、東京電力はそういう、ここ最近では一番私がやっぱり驚いたちゃんと推定したそれが出た、2週間前ですよ。今のこの問題っていうのはそのところを本当にちゃんと踏まえてやってるんですかね。ですから元々

要するにこの全段のは圧力容器の底部の温度がおおむね 100°C以下であると、それをもとにしていわゆるこのステップ 2 を強行するためにそういうふうな表現をしてるとしか私には思えないんですけど、どう考えてもこういうふうな仮定の表現というのは、先ほどのような詭弁的な答弁で私はとても理解できないんですけど、もう 1 回伺いますけど山形さんこの文章っていうのは、本当 100%漏えいしてないというふうに言うならそういうふうに書いたらいいじゃないですか、最初から。100%漏えいしてないという表現なんでしょ、これ。

A : (保安院)先ほども申しましたように、この漏えいしていたとしてもというのは 0 から 100%までいろいろありますけれども、そのどの場合でもこういう測り方をしていれば問題はございませんと、蒸気圧が立ってセシウムがその蒸気に伴って格納容器から出ている状態になっていないという趣旨でございます。

Q : それはただ 1%漏えいしてる場合と 100%漏えいしている場合で、要するに格納容器に落ちた後コンクリートに対する侵入とか何かって全然推定値が違うと思うんですよね。どうして 1%から 100%まで全部くくり付けて大丈夫だなんてことが言えるんですかね。

A : (保安院)今現在申しておりますのは、事故の 3 月の直近であれば、コアコンクリート反応ってのは進んでいたかもしれませんが、現在は進んでいないというふうに思っておりますし、評価しておりますし、そしてそのこの間のワークショップでの発表と言いますのは、東京電力が仮に 100%落ちていた場合には 65cm であろうと、そういう評価でありますけれども、そういうことが起こったとしても今は反応が止まっている、そして我々が一番今実質的に何を考えなければいけないかということ、放射性物質が外部に出ているかどうかということでございますので、その放射性物質が出るためには蒸気圧が立たなければならないと。そのことは格納容器内の温度を見れば分かるという技術的なことを申しております。

○司会

よろしいですか。では次の方。

○ネオローグ 小嶋

Q : ネオローグの小嶋です。よろしく申し上げます。保安院さんにお願いま

す。今回の提出された中期的安全確保の考え方に関する東京電力の報告書の評価結果についてなんですけれども、これちょっと確認したいんですけども、これをステップ 2 の評価というか条件という形でよろしいんでしょうかということと、これが結局流れ的に言うとその 1 その 2 含めて保安院が評価して、その後安全委員会で評価を受けてステップ 2 に関して達成というか、そういうことがめどとなるのでしょうかということと、そうだとしたらこの日程のめどみたいなものがあるのかということをお教えください。もう 1 点、こちらの保安院のホームページを見たら、この評価結果についてっていうのがリンク切れだったのでちょっと確認をお願いしたいです。もう 1 点、先ほどのこの説明に関して、多重性でいろいろカバーしているということが説明されましたけど、多様性の部分で何か追加して説明していただけることがあるのかということをお教えいただきたいです。もう 1 点、この中期的安全確保の考え方の中に、先ほどの説明でなかったのが、先日海洋放出というのが検討されましたが、東京電力の方から。これに関してつまり、水が大量に発生してこれをどう処理するかという部分、観点がこの中に入っていないようにも見えるんですけども、この点に関してどうお考えなのかということ、またちょっと別件なんですけども、淡水化装置、蒸発濃縮装置からの漏えいの追加指示などが出ましたけども、これは 1 月 31 日までに報告となっておりますけども、つまりこの漏えいに関する追加対策というのはステップ 2 に反映されないのでしょうか。年内というめどなんですけども、この点に関して最後のは、一番最後の質問は園田政務官にも併せてお聞きしたいです。取りあえず以上です。

A：(保安院) まずステップ 2 終了の日程のめどでございますけれども、保安院といたしましては今日安全委員会に報告をいたしまして、保安院としてできることはやってきておりますけれども、この後政府全体といいますか、原子力災害対策本部ですけれども、これは総理をヘッドにしたほとんどの閣僚の方が入っておられる会議でございますので、その中での手続き、先ほども言いましたけど 12 月分の放出量という話もありますけれども、そういう中で政府全体としての確認作業というのが入ってくるんだと思います。

Q：ごめんなさい、その点に関して。その 2 も含めてですかね。その 1 だけですか。

A：(保安院) その 1 だけです。その 1 で循環注水冷却システムについてやっておりまして、その 2 はがれきの処理だけとか共用プールというふうに、若干

注水冷却システムとは関係のないものでございますので、これは特にステップ2とは関係はございません。

Q：分かりました。安全委員会の流れはどうなってるんですかね。

A：(原安委)原子力安全委員会ですけども、その1につきましては今日行ったことで全てでございます。今後その1については何もやる予定はないです。

Q：分かりました。

A：(保安院)それと、リンク切れは申し訳ございません、帰って担当に注意をしておきます。今直ってるそうです。すいません。あと多様性ということでございますけれども、例えばこの1ページ目の注水のところを見ていただきたいんですけども、我々その作動原理が違うものを多様性があると、同じものを幾つか用意するのを多重性というふうに言っておりますけれども、ポンプが3台というのはこれは多重性という表現になります。そしてポンプではなくて消防車で入れるっていうのはこの多様性っていうことになりますし、また電気の観点で言えば外部電源、普通の送電線から持ってくるものと、非常用の発電機又は電源車というものは、これは種類が違いますので多様性というふうに考えております。要は多重性というものは、同じような製品を使っていますと同じような原因で壊れる可能性があるんですけども、このように全く作動原理が違うものを使っていれば、一つの原因でも同じように壊れることがないという観点でより信頼性が高まる、そういうことをやっております。

Q：ごめんなさい、この点に関して。今回電源に関して特に多重性という意味で言うと、一つ空冷だけが生き残って残り5台が全部使えなくなったというところがありますけど、この点に関してプラスアルファのメタクラが結構浸水しちゃったというところもあったと思うんですけど、この2点に関して何か考慮は入れたというところはありましたか。

A：(保安院)これはこの図を見ていただきますと、外部電源から来ているポンプと、高台って書いてあるところにポンプが3台ってなっていますが、これは外部電源から来て、その予備の方には非常用発電機の方から来ると。ですから多分ご趣旨は送電線いろいろとか、非常用発電機っていうふうにしてても、メタクラが共通にしていれば、メタクラが壊れると全部使えなくなるん

ではないかというご趣旨だと思いますけれども、そういうことが起こらないように高台のポンプへ入ってくるライン、電気を供給するラインと、この一番下のポンプのようなところは、全くそういう共通の電源盤などを使わずに、別々に電気を入れるようにしております。

Q：ごめんなさい、ちょっと追加というか、今メタクラのところは分かったんですけども、非常用発電機に関して今回空冷、水冷で、空冷のしか残らなかったみたいなのがあるんですけども、これは電源車のみで追加対応という形ですかね。

A：（保安院）いえ、この非常用発電機っていうのは、何て言うんですか、もともと発電所にあった大きなものではございませんでして、この比較的小さなものでございます。それで空冷、空冷ですよ。空冷の移動式といいますかね、そんな普通の発電所にある大きな空冷発電機ではなくて、比較的小型の空冷の非常用発電機を置いております。そして、プラスアルファ電源車も用意しておると、まあそういうところですよ。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（保安院）それと、これから溜まってくる水にどう考えるのかっていうご質問ですけども、今回は我々この循環注水冷却システムの技術的な面について評価を終了いたしました。また、そういうことでございますので、技術的にこのシステムが大丈夫かどうか、多重性、信頼性があるのか、事故が起こった場合はどうなのかっていう評価を終了したっていうところでございます。もう一つ何かあったような気がするんですが、すみません。指示がなぜ1月31日かかっていうことでございますけれども、まず、対策、この12月4日のことを反映した対策については今回の評価の中に含めております。この事故を受けて対策を取ると。ただし、これは主にあれですね、評価。これはですね、流れ出た水の中にストロンチウムが入っておりまして、そのストロンチウムを測るのが非常に難しく、普通は3週間、4週間ですね、測定器の中でじっと置いておかないと測れないものですから、そういうことも含めて正式な報告をいただくにはですね、これは技術的に時間が掛かるということで仕方ございませんので、そこまでに出してくださいと。そして、根本的な対策を取ったということをしてですね、報告をしていただこうと。そういうことで1月31日になっております。以上です。

Q：はい。ごめんなさい。1個前の点なんですけれども。聞いたのは、質問の意図としては大量に水が出ると、海洋放出も先日検討された水の問題がこの中間、中期的安全確保の考え方に入っているのかということなんです。水をこれからどうしていくのか、例えば全部タンクに入れていくのか海洋放出も考えていくのかっていうところなんですけれども。

A：(保安院)その点についてはこのその1には入ってございません。

Q：この点が入らなくてステップ2が可能かというところをお聞きしたいんですけれども。

A：(保安院)今のところはタンクに溜めて対応するというふうに計画になってございます。

Q：東京電力が検討するくらいそれは切羽詰まった状況なんですけれども、これから中期的に2年、3年という中で、水がどのように処理されるかっていうところは決まらなないとステップ2の冷温停止状態っていうのは言えないと思うんですけれども。この点に関して、園田政務官はどうお考えですか。

A：(園田政務官)はい。現時点です。まだ私どもとしてもその東京電力が考えていらっしゃることに對して検討をしっかりとしなければならないという状況でございます。したがって、このステップ2はですね、ご案内のとおり何度も申し上げておりますけれども、冷温停止状態を確保するという形でその評価というものを今、政府内でも行わせていただいているわけでございますので、それとこの水の言わば除去した部分についてはですね、汚染状況の放射性物質を除去した部分についての水の処理については今後の検討ではないかというふうに考えてます。

Q：えっと、放射線物質を除去した水といいますけども、セシウムに関しては除去技術が今達成されていると考えてもいいかもしれないですけど、ストロンチウム等に関しては除去技術がどれだけ確立されているかということも分からない状況で、水に関しては後ほどの検討でいいっていう意味がちょっと分からないんですけど、この点に関して。

A：(園田政務官)はい。あの、今ですね、今といいますか、ちょうど、何と言いましようかね、ちょっと前からですね、内部の中で、東京電力の中でこの

水処理に関して新たな技術開発を行う必要があるということで検討はしていただいているというのは聞いております。したがって、今後ですねそういったところも含めて新たな水処理装置といいますか、施設といいますか、そういったところに加わってくるということによって更にこの安全性というか、そういったものが確保できる状況により高くなってくるのではないかという期待は持っています

Q：それは期待であって、年内にその達成されるかっていうとちょっと微妙だと思んですけども、これは含めないという、この水に関しては中期的安全確保の考え方に含めない、ステップ2についても含めないという考え方でよろしいでしょうか。

A：(保安院)保安院ですけど、すみません。東京電力からの報告書では今後も必要に応じて増設していくっていうふうにな、タンクですね。必要に応じて増設していくという報告を受けております。

Q：ということは、基本的には海洋放出ではなくて中期的安全確保の考え方を含めてステップ2の考え方というのは全部そういった水はタンクに溜めて海洋放出はしないという考え方でよろしいでしょうか。分かる方で、保安院さんでも、園田さんでも。

A：(園田政務官)まだこの後のステップ2後の対応について何か決まっているということではありません。

Q：いや、じゃなくて、ステップ2後の考え方じゃなくて、ステップ2に関してこの水の考え方は全部タンクに入れるという、まあ、現状考え方かということです。

A：(園田政務官)今の現時点ではそういう考え方で推移をしております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

はい。ご質問ある方。えっと、1回目の方を先に優先しまして、じゃあ、真ん中の後ろの方が1回目ですね。じゃ、まずそちら、お願いします。はい。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。東京電力に質問、主にあります。その前に園田さんに、記者会見の参加区分毎の人数を出していただきましてありがとうございます。7月19日以降になっているので、これ以前の分もその後日出るということでもいいのかどうか、確認させていただければと思います。それで質問、東京電力に。前回8日の記者会見で、自己都合、退職者の数、例年の3倍、約3倍ということでお答えをいただきましたけれども、これの実数を教えてください。その時に、例えば20代何人、30代何人といったように年齢階層別の人数も示していただけますと助かります。あわせて、退職者数の中で原子力部門で勤務経験のある人が何人だったのか。更に原子炉主任技術者の資格を持っている人が何人いたのか、これも教えてください。それと、この原子炉主任技術者の資格に関してですが、現時点で東京電力でこの資格をもっている方が何人いるか、高橋新所長ですとか、安定化センターの小森所長、相澤副社長、松本さんご自身がこの資格をお持ちかどうか教えていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

A：(園田政務官)私から東京電力に依頼をいたしまして作成をいたしましたこの記者会見の区分別参加人数でございますが、コンピュータ化されたのが7月の19日からということでございますので、ここにおいては2週間位掛かりましたですかね、それでも、中に出すことができたということでございますので、それ以前のものについてはですね、コンピュータの中に入っておりませんので、ちょっと今この時点でできるとはちょっと言い難いのではないかなと。もしよろしければこれで傾向を大体見ていただければなというふうに思っております。

Q：この人数に関してですが、専従で数を数える人が1人いれば数日、あるいは1週間位でできるような作業量ということでしたらば、私に直接やらせていただければと思っております。それと、この数の文書ですが、記者会見を見ている人がこの同じもの欲しいという時にどこの役所に要望すれば出ますでしょうか。クレジットの関係もありますけれども、それをお答えいただけますでしょうか。

A：(園田政務官)はい。これ、東京電力の中に入っている物から出してきた物でございますので、東京電力にお問い合わせをいただきたいと思ひます。それで、先ほど申しあげたのはコンピュータの中で管理をしたのが7月19日からでございますので、それ以外はコンピュータの中に入っておりません。し

たがって、1人、2人でできるような作業ではないと思っておりますので、大変申し訳ございませんが、この7月19日からのデータをもって、言わばこの記者会見の状況を把握していただければというふうに考えてます。

Q：すいません、その7月19日以前ですけれども、こういった状態で管理されているのでしょうか。

A：(園田政務官)紙ベースでございますので、それ膨大な4月25日からでしたですかね、そこから毎日、連日の状況でございましたので、相当数の紙ベースになります。したがって、今からそれを作業としてやるということになりますと、想像以上の相当数の事務量になっていくのではないかなというふうに思います。

Q：これ参加者1人につき1枚ということなんですか。例えば、4月25日のAさんが1枚出している、そういう1回ごとに1人1枚というペースなんですか。

A：(園田政務官)ちょっとその辺は私も見ておりませんが、いずれにしても相当数のボリュームでございますので、それを今、事務的に作業に着手ということはちょっと私では測りかねるなというふうに考えております。

Q：規模によっては、私に直接やらせていただけないかというふうにも思っています。それと、この数字の確認ですけれども、参加した記者に限定した人数でいいのでしょうか。

A：(園田政務官)えーとですね、他の記者だけかどうかちょっと確認はしておきますが、恐らくどうですかね、そこに記入した物だけに限定されているのではないかなというふうに思います。

Q：音声。

A：(園田政務官)記者だけですね、記者だけ。

Q：記者のみで。

A：(園田政務官)記者だけですね、記者のみがそうです。

Q：はい、分かりました。ありがとうございます。そうしましたら作業量がどれくらいになりそうなのか、およそ見積もりと、私が、やらせてもらえるかどうか。

A：(園田政務官) すいません、記者とカメラマンだそうです。それで、あとそれ以外について外部の方に大変恐縮ですが、そのデータ等をタッチさせるというわけにはちょっとまいらないというふうに思いますので、その辺は申し訳ございませんが、ご遠慮いただければと思います。

Q：ではそうしましたら、ちょっと数が多くなって恐縮なんですけれども、7月19日以前の分もよろしくお願いします。

A：(東電) 東京電力でございますが、前回もご説明させていただいたとおり、退職者の数、それから年齢別の内訳、部門、それから原子炉主任技術者の資格の有無等に関しましては、お答えを控えさせていただきたいと思っております。それから、原子炉主任技術者が何人いるかにつきましては、ちょっと確認させていただければと思います。

Q：はい、その原子炉主任技術者の退職した方の実数も出せない、あらゆる理由で出せないということなんでしょうか。

A：(東電) はい、退職した人数、それから年齢別、原子力部門かどうか、原子炉主任技術者の免状を持っているかどうかについてはお答えできません。

Q：一応、理由を聞かせていただいてもかまいませんか。

A：(東電) 私どもといたしましては、こういった退職者数の理由、年齢別の構成等は、従来からお答えさせていただいておりませんし、今後も何か特別な事由がない限りお答えは控えさせていただければと思っております。

Q：ただ今後のリストラ計画と呼べばいいんでしょうか、そういったところとも関係してくると思いますし、原子炉部門での勤務経験が有るなしで、退職者が例年よりかなり多いとか、あるいは主任技術者持つての人がかなり辞めているとか、そういった状況が分かるかどうかというのは、案外重要なことではないかと思うんですが。

A : (東電)はい、私ども原子炉の事故の復旧など、適切に対応できるような人員の配置は進めてまいりたいというふうに思っております。

Q : それを見て、こちらで確認をできるということで、こういった人数も示していただけないかとは思っております。園田政務官、この辺り出さなくていい情報なのかどうかお考えありますでしょうか。

A : (園田政務官)私がちょっと判断はしかねますので、東京電力によって、その部分については社内の規程等があるかというふうに思いますので、その規程に従ってきちっと対処してもらえればいいと思います。

Q : 出る数字がある方が、広報の都合ですとか、あるいは知る権利との関係で、望ましい在り方ではないかと思うんですけれども。園田政務官、お考えをお聞かせいただけますか。

A : (園田政務官)その点については、行政文書であるならば、私どもも、お答えをする責務は出てくるのかなというふうに思いますけれども、これは東京電力の内規の問題であろうというふうに思いますので、私どもで何か判断をするということにはならないと思います。

Q : 原子力部門での勤務者で、どれくらい辞めている人がいるとか、資格を持って人がどれだけ辞めたとか、そういったようなことに関しは、政府としては、あんまり関心がないという理解でいいでしょうか。

A : (園田政務官)余りというか、きちっと事故収束に向けての対応が東京電力で行うことが、私どもの最大の関心事であり、それに対してどのような作業をやっているか、それを監視する、チェックするというのが、政府の在り方でございます。

Q : 東京電力から政府に、そういったことを報告したりはあるんでしょうか。

A : (東電)いえ、ございません。私どもとしては、着実に事故の収束等の対応にあたっていきたいというふうに思っております。

Q : 分かりました、ありがとうございました。

○司会

ご質問ある方、前のお2人と、後ろお2人、続けてお願いします。それとそちらの女性の方。1、2、3、4、5番目をお願いします。

○東京新聞 志村

Q：東京新聞の志村と申しますが、保安院のお2人、どちらかに答えいただきたいんですけども。先ほど、その1の承認と言ったらいいんでしょうか、この手続きが終わればステップ2終了の目安というか、契機になるみたいなお話しだったと思うんですけど、その2については、これ確認ですけども、その2についてはステップ2の終わったという判断には入らないということでもいいんですか。

A：(保安院)入りません。

Q：そこでなんですけれども、冷温停止状態の達成状況で放射性物質の放出が抑えられてる状態ということなんですけれども、まだ有るがれきとかですね、これから発生する水、先ほどお話しが出てましたけれども、微量でも放射性物質を含むということで、これの管理についての方針がその2に入ってるということで、一般で普通の認識で考えると、その2についてのちゃんとしたものが出てこないと、冷温停止判断しちゃいけないと思うんですけども、それについてはどういうバランスをとるというか、どう解釈したらよろしいですか。

A：(保安院)冷温停止状態を達成するというのが目標になっておりますので、その冷温停止状態、おおむね100℃以下ということと、測定をして放射性物質が余り出ずに、周辺に対する影響が少ないと、そういう数値的なことと、それは単に一瞬ではなくて、中期的に維持できるかどうかということを確認しなければならないということでございますので。そしてまた、事故が起きた場合、どういう外への影響があるのかというのをキッチリと評価していく。そういうことをもって循環注水冷却システムが中期的に動くのかどうか、安全なのかどうかということを経営的に評価してるわけです。その2のところには、がれきをどういうふうに積むのかとか、3号機4号機の上からの撤去の作業ですとか、共用プールですけども、共用プールなどは余り震災にあっておりませんので、現状復帰して、基本的に現状復帰をしていく方針ですとか、又はキャスクの保管庫をどうしていくのかという話でございますので

で、この循環注水冷却システムとは離れたところでの話しでございますので、ステップ 2 終了とはリンクしていないと、そういうふうに整理してございます。

Q：その水についてなんですけど、この間も行き場がそろそろなくなってるという話しで、海に流さなきゃいけないんじゃないかという話しも出てる中で、放出が抑えられてる状態っていうふうに言っているのは、先ほどの資料をいただいた横長なやつなんですけれども、あくまでも蒸気発生に伴う放射性物質の放出は抑制されてるという、あくまで温度に注目してるということですか。

A：(保安院) ステップ 2 については、格納容器からの気体状といいますか、気体状の放出を目標にしております。

Q：ということは、そのステップ 2 の終了については、水処理に伴って出てくる放射性物質のかすですか、ごみというのは、特に条件に入っていないという。

A：(保安院) 入ってないです。

Q：当初から入ってないですか。

A：(保安院) 当初から入ってないです。

Q：分かりました。東京電力さんに質問なんですけれども、先ほど必要に応じてタンクを増設するというような説明をされていると保安院の方が言っていましたけれども、とするとタンクを増設することにして、海への放出という可能性というのは、少なくなってきたという理解でいいですか。

A：(東電) はい、今のところタンクに保管することも検討しておりますし、まだ別の方法もあろうかということについて具体的な決定した事項は今のところございません。

Q：ということはタンクを増設するために敷地を広げるとか、まだそういったこともまだ未定ということでもいいですか。

A：(東電) はい、敷地を広げるといいますかタンクの増設場所を確保するために新たに森林伐採を進める必要性はあるかと思っています。

Q：また敷地を広げる可能性はあるということですか。それは。

A：(東電)タンクの増設場所という意味ではタンクを増設する場合には敷地を造成することになります。

Q：近々の予定ってありますか。

A：(東電)まだ具体的な作業計画そのものはまだ未定です。

Q：っていうことはその14万トンから更に上積みするという理解でよろしいですか。

A：(東電)はい。年末までに14万トンのタンクの増設計画で仕事の方を進めておりますけれども、年明け以降どういうふうを増設するかについてはまだ未定です。

Q：一応現時点では14万トンが上限というかそれが最大という理解でいいですか。

A：(東電)はいそうです。年末までの設置計画は14万m³というところでございます。

Q：分かりました。

○司会
後ろ。

○読売新聞 佐藤

Q：読売の佐藤です。すいません先ほど保安院の評価結果の後ろに3枚簡略的な説明が付いてたのでそれについて保安院と東電さん幾つか教えてください。一つは温度の原子炉圧力容器と格納容器の温度の話の中で、保安院のいわゆる本ちゃんの報告書の方には温度計の誤差が20℃程度見込まれるので原子炉圧力容器の底部温度について約80℃以下に維持することが必要だというような記述があって、後ろのこの3枚ぺらのところの2号機の格納容器が83℃という微妙な温度なんですけども、今日安全委員会でも結局原子炉の中の本

当の燃料の部分がどうなっているかはよく分からない。所詮燃料の位置はシミュレーションの結果でしかないという議論がある中で、ここが例えばこの80℃ちょっとという微妙な温度だった場合に冷温停止の判断というのは可能なんですか。

A：(保安院)保安院です。温度計につきましてはある程度誤差があるというのは当初から予見してましたので、この表現のところもおおむね100℃以下というふうにしております。ですから1℃2℃の差ということで厳密に判断出来るようなものではないと思っております。また特に2号機につきましては建屋がきれいに残っておりまして、ブローアウトパネルっていう1箇所だけが空いています。そこから放射性物質の放出量というのは、ですから比較的正確に測れるわけですがけれどもそこから量は非常に少ないというのも3号機なんか比べても少ないというのも分かっておりますので、そういうことを勘案すればおおむね100℃以下ということも誤差を勘案してもおおむね100℃以下だろうと思えますし、また放出量についても非常に少なくなっているというふうに判断しておりますので特段問題はないと思っております。

Q：すいません。あんまり重箱の隅つつくような質問はするつもりはないんですけど、放射性物質の放出量は確かに建屋が比較的健全なので問題ないと思うんですけど、これまできっちり100℃を下回らせようということで誤差も見込んでしっかり抑えようという目標で多分統合会見でもこれまでずっと議論が進んできた中で、直前になって1℃や2℃どっちにしても良く分からない誤差の範囲だからおおむね100℃だからいいでしょうと言われても、何か言葉が悪いんですけどご都合主義的な解釈にも取れなくもないんですけどもそういうことは無いんでしょうか。

A：(保安院)保安院ですけれども圧力底部温度がおおむね100℃以下というのは7月の、月に1回の発表の時からずっと使わせていただいております。

Q：ごめんなさい。そういう意味じゃなくて、もちろん表現としてはおおむねとはおっしゃってますけれども実際には今までの議論の中で1℃か2℃だったら上回っててもいいですよというような議論は一度も無くてきっちり100℃以下にしましょう。100℃以下にする中でどうも温度計に20℃くらい誤差があるから80℃以下にしましょうという議論をされているんだと思うんですよ。そうするとそこで2、3℃オーバーしてもおおむねの範囲だからいいんだという説明がご都合主義的ではないんでしょうかという質問なんですけど

ど。

A：(保安院)どのように取られてもあれですけども、我々としては当初からそのある程度の誤差というのは見込んでおりましたのでそのおおむね 100℃以下ということはずっとご説明してきたわけございまして、今初めて具体的な質問をされたのは始めてなのでそういうご説明をさせていただいたんですけども。

○司会

ちょっと東京電力から今の点補足説明するということです。

A：(東電)はい。当社から少し補足説明させていただきますが、確かにおおむねということで考えておりますけれども、現実問題としても先週の土曜日から原子炉への注水量を各号機とも増加させています。その結果といたしまして圧力容器の温度、格納容器の温度もそれぞれ低下傾向に転じておりまして、いわゆる十分コントロール下にあるというふうに思っております。ご指摘の格納容器内の温度も2号機ですと73℃72℃というような状況でございますので、かれこれ10℃近く下がってきておりますのでまた現実のプラントの状況としては冷温停止状態を達成している条件としてはそろっているというふうに考えております。

Q：ごめんなさい。じゃあ別の質問で追加で。後その同じ3枚目の右側の方で非常に厳しい条件を想定して12時間注水が止まった場合でも敷地境界での実効線量は年間1mSvを下回るという表記があって報告書本体の方を拝見するとちょうど4ページの下から5ページに掛けてだと思んですが、東電さんが本来最初に出ているものは3プラントで11.1mSvという表記があってその上でこの評価が非常に保守的だったので別途評価したら1mSv下回るというようなご説明の書き方をされてるんですが、この別途1mSvを下回るケースというのは同じように12時間注水が停止した場合という理解でいいんですか。

A：(保安院)はい。そのとおりです。12時間停止した場合どうなるかといった評価を、東京電力がまず出したこの表の中の東京電力の解析というのがございます。ここを見ていただきますと12時間注水が停止した。その後どういう水を入れるかという前提で東京電力の方は100℃の水を入れるというふうになっておりまして、これはちょっと保守性が大きすぎるのではないかと。普通どんなに夏場で熱くてもプールの水とかタンクの溜まり水が100℃になる

ということは有り得ないだろうと。大気温で考えれば気温が 30°C、若干タンクの中なので 40°C。それでも余裕を見て 50°C というのが保安院側の設定です。ということでここが違うということ、それと中の温度の伝達の仕方のモデルの作り方なんですけども東京電力の方法は平行平板モデル。原子炉の中が燃料の部分と上の材料の部分ていうのが非常に広い平板状になっているとして仮定をしていると。そうすると計算は非常に楽なんですけれども結果は非常に保守性が大きくなりすぎるということでございますので、保安院から JNES に依頼したやり方は三体間輻射でかつ中は当然原子炉の横の壁は筒状にして燃料も円盤のようになっているとそういうようなモデルで計算をしていただきました。そしてまた一応 JNES にもちょっと無理な仮定なんですけども注水温度を 50°C の場合と、それと無理な仮定なんですけども 100°C の場合も一応やっていただいたんですが結果を見ますと、東京電力が 3.7 に対して 50°C で注水するということであれば 4.8×10^{-3} のマイナス 3 乗ですから 0.0048。100°C にしてもですね、0.29mSv ということで、かける 3 をしても 1mSv を下回っているという状況でございます。本日、原子力安全委員会の方にご報告にまいりましたけれども、久住委員の方からはですね、少しこの東京電力の評価は保守性が大き過ぎるのではないかと、よく指導するよにっていうコメントもいただいております、少し保守性が大き過ぎるのかなということで、これは不採用と言いますか、我々の評価の中ではこれは採用はしなかったということでございます。

Q：ちょっとベーシックなところですけど、これの下の実効線量は 1 機当たりという理解でいいんですかね。

A：(保安院)はい。すいません、1 機当たりで 12 時間の注水停止が起こって水を入れて、そこから敷地境界に 1 年間経ち続けた場合、どれだけ被ばくするかとそういう評価になってます。

Q：すいません。ちょっと松本さんに確認したいんですけど、このモデルが今保守性が大きいということで不採用になった場合ですね、以前に炉注水がいつ間止まると再溶融にいたるかといった確か試算があったと思うんですが、その試算の評価は変わりますか。それは影響されませんか。

A：(東電)私ども、当然先ほど山形さんの方がおっしゃったモデルで計算しておりますので、その試算結果そのものもかなり保守性を持っています。したがって、新しいモデルで計算しなおしますと、同様にもう少し時間とし

ては延びることになります。

Q：その新しいモデルで計算数字っていうのはお手元にはないんですよね。

A：（東電）当社といたしましては施設運用計画のその 1 で出させていただいたものが全てでございまして、今後、保安院さんのご指示等に従って、実際のモデルの組み立てですとか、精度を上げるということに対しまして考えていきたいというふうに思っております。

Q：すいません、そうするとその 1 をちゃんと読めばいいんですけど、その再溶融までの時間っていうのはすいません、1、2、3 号機それぞれ何時間だったのでしょうか。ちょっと保安院さんと別の質疑ちょっと後 2、3 あるんで、確認してもらえれば。

A：（東電）確認させてもらいます。

Q：それとすいません、保安院さんに後 2 点だけ。次のページの原子炉における臨界防止の方で 22 時間ホウ酸が注入出来ない場合という評価がありますけど、これはあくまで原子炉への注水は続いている上で、更にホウ酸水に関しては 22 時間注入出来ないっていうそういう理解でいいんですよね。仮定としては。

A：（保安院）ご指摘のとおりです。注水は続いているんですけど、例えばこの丸いピンク色のタンクが入っているのと入っていないのとありますけれども。これは地震が起こった時に揺れ方が異なって共倒れにならないようにという配慮でそうしているんですが、それでもこの二つともタンクが使えなくなると。そうすると仮設プールを組み立ててホウ酸を溶かさないといけないものですから、それに必要な時間が余裕を見て 22 時間ということですので、そういうようなことが起こっても敷地境界で 0.54 ということですので、十分低いであろうという評価になっております。

Q：その分、通常の注水は続いた状態のままということですね。分かりました。後もう 1 点だけ、保安規定をですね、この施設運営計画に併せて作り直しなさいという指示についてはいついつまでに提出せよという期限が切っていないと思うんですが、これはすいません、具体的に言うと、例えばステップ 2 が年内に終了した場合は理屈上はステップ 2 の翌日には本来は出来ていないと

いけない性質のものだと思うんですが。例えば、保安院として具体的に目安いついつまでに出さないといけないとあって、その辺の目安はどうでしょうか。

A：(保安院)保安規定ですけど、これは保安院でございますが、これは施設運営計画が出てきておりますので、速やかに出していただくと。その上で当然変更認可になりますので、一定の審査期間は必要だと思いますけれども、提出そのものは速やかに出していただきたいと思っております。

Q：すいません。速やかに出すのはある種ごく当然だと思うんですけど、あえて逆に言うと、いついつまでという期限を切らなかったのはなぜなのでしょう。

A：(保安院)もちろん今でも必要なパトロールとかやられてますけど、この施設運営計画に併せて改めて保安規定の内容を見直して、必要なものを追加していただくとかいうことをやっていただく、それは東京電力の方でしっかりと検討していただく必要がございますので、これは特に期限ということは決めておりませんが。基本的にはこのような形で施設運営計画その1については取りまとめておりますので、速やかに出していただけるものと思っております。

Q：すいません、質問は速やかに出す中でなぜ期限をあえて切らないんですかということに対して、ごめんなさい、今のお答えですと、期限を切らなかった理由があんまり良く分からなかったですけど。

A：(保安院)基本的には東京電力でしっかりと考えていただくべきものということで、あえて期限までは付けておりません。

○司会

それでは後ろの方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけども。まず1点、保安院にですね。今のこの施設運営計画なんですけれども、汚染物の廃棄物に関してタンク増設という記述があるんで大丈夫だというお話なんです。施設運営計画は今後その2、3年の中期的な期間をめどにしていることを考えると、タンクの増設で3年間はこ

れでもたせるといふふうに保安院は認識しているということになるのでしょうか。これ確認できればと思います。それからもう 1 点。使用済燃料プールの水位低下が 14 日間で 2m というお話があったと思うんですけども、3 月の事故時の進展よりかなり時間が長いように思うんですけども、これはどういう理由でしょうか。それからもう 1 点。原子炉への注水、それから使用済燃料プールへの注水、その他いろいろな事象がこの中で個別に記載されているんですけども、全体が一気に止まった場合の評価というのはこれはどういうふうになるのでしょうか。状況が随分変わると思うんですけども。以上、3 点お願いします。

A : (保安院) タンクにつきましては東京電力からはですね、今後も必要に応じて増設していく、そういう報告を受けております。それと、プールの水位の下がり方が事故当初に比べてゆっくりなんじゃないかということでございますけれども、これは燃料上大体 6m の所にございまして、6m の所から 2m の所、4m 下がってくるのに 4 号機で 2 週間ほど余裕があるってことです。これは使用済燃料といいますのは、日に日に熱を出す力が弱まってまいります。多分 3 月から 10 月まで具体的にどれだけ下がったかあれですけど、多分半分くらいに減っていると思います。そういうことで、出す熱が少なくなっているんで蒸発量が減って余裕が出来てくるということでありまして。それと、全体一気に止まるというご趣旨がちょっと分からなかったんですけど、我々は例えば炉注水設備につきましては、消防車意外は作ったものは全て使えないという、ちょっと普通では考えられないんですけども、そこまでを想定して事故の評価をしております。

Q : そうしたら、最後の点から全体が止まったらというのは、要するに今回の事故の場合は正に炉心への注水、使用済燃料プールへの注水、電源確保、そういったものが全て一遍にダウンしたわけで、そういった状況というのがここでは想定されていないようなんですけども。要するに、個別の事象が個別で起こった場合にはこの時間で対処出来ると思うんですけども、これここに書いてあることが全部一遍に起きた場合にどうなるかというのはどうなのかなという質問なんです。

A : (保安院) 今のご質問ですと、例えば何らかの原因で注水設備が全て使えなくなるということに対しては、今 3 時間程度で消防車による注水が再開が可能というふうに訓練を行っております。ですから、そして、プールの方も壊れたということですけども、そうしますとプールの方は 2 週間の余裕がご

ざいますので、この注水の復旧を三時間程度でやって、そこを確実に動かしてから、見届けてから、2、3日後にコンクリートポンプ車は発電所の中はまだありますので、これはそこに持ってくるのに一日もかからないと思いますので、十分対応は可能だと思います。

Q：そうすると、全体が1度に落ちても、それぞれの事象に時間のずれがあるので、対処ができるという、そういう考え方になるのでしょうかね。

A：(保安院)はい。特に燃料プールについては、十分、2週間ぐらい余裕がございますので、更に一番短い4号機で2週間程度で、他のものは、例えば1号機ですと3ヶ月余裕がございますして、2号機は42日、3号機も47日余裕がありますので、3月の時と比べますと非常に余裕があって、プールのことは取りあえず2週間後でいいというぐらいの状況にはなっているということでございます。

Q：その4号機のプールなんですけれども、3月から10月までの間に崩壊熱が半分に下がっているというのが、ちょっとよく分からないんですけれども、燃料プールの中に入っているものが、もう既に崩壊熱が一定程度下がっているものが、なぜ半年で更に半分になるのかというのは、これはどういう計算なんですか。

A：(保安院)半分というのは、ちょっと概算なのであれです。正確に東京電力さん、数字持ってますですかね。3月と今のオリゲンデータ。あの、使用済燃料プールが、なぜ熱を出すかと言いますと、使用済燃料の中には当然、分かりやすい例で言いますと、ヨウ素ですとかセシウムというのは、普通であればある程度燃料を使った後に、セシウムですとか、そういうのは入っているわけです。それを核分裂生成物というふうに言いますけれども、そういうものが更に核分裂を起こしたり、アルファ線だとかベータ線を出すので熱を出すんですけれども、原子力発電所が停止した直後と言いますと、まだ変な言い方ですけど、ホットと言いますか、たくさんの放射性物質がポンポン出でて、それに伴う熱が出ると。それが徐々に徐々になくなっていく。

Q：はい、ただ、ごめんなさい。使用済燃料プールの中に入っている燃料は、出したばかりではないですよ。

A：(東電)4号機は当時定検中でございまして、原子炉内の工事をするために、

原子炉に入っていた燃料は全て使用済燃料プール側にあります。しがたいまして、当時は約3ヶ月か4ヶ月ほど運転して止まった後の燃料が全てありましたので、発熱量としては相当大きい状態でございました。それが今回、9ヶ月ほど経っておりますので、ほぼ一年程度冷却ができているというような状況ではございますので、その分、発熱量が減っているということになります。

Q：具体的にはどれだけ減ってるんでしょうか。

A：（東電）データそのものはございませんが、現在10月の時点での崩壊熱は、1.15メガワットと。10月17日の崩壊熱としては、4号機が1.15メガワットで私どもとしては評価しております。

Q：それは、1、2、3、はそれより大分、どのぐらいの数字なんですか。

A：（東電）はい。1号機が0.14メガワット、2号機が0.43メガワット、3号機0.39メガワット、4号機1.15メガワットで、いずれも10月17日の時点の数字です。

Q：ありがとうございます。もう1点、その4号機なんですけれども、燃料上に今6mまで水位があって、4m下がるまでにと言うんですが、これはスラッシング等で水位が下がるというのは、評価には入ってないでしょうか。要するに、揺れた場合に、そのまま水位が残っているもんなんじゃないでしょうか。ちょっとその辺が、地震等で揺れた場合というのは、水は出ないでしょうかね。

A：（東電）はい。スロッシング等で多少出ますけれども、多くてもそんな1mも下がるような状況ではございませんので、その中に吸収できるというふうに思っております。有効燃料上部2mというふうな形で我々が設定させていただいてるのは、これだけ水を被っていますと、いわゆる原子炉建屋の5階での活動に、制限を与えない線量と、水を被っている遮蔽効果を見込んでの2mということでございます。しがたいまして、燃料が露出するのは、更にこの2m分が蒸発した後ということになりますので、4号機で申しますと、更に3週間、トータルで言いますと3週間ほど時間が掛かるという状況でございます。

Q：分かりました。そうしましたら、最初の1点。タンクなんですけれども、これは先ほど東京電力のお話だと、具体的には未定ということだったんです

けれども、保安院は、その辺はどう評価されてるんでしょうか。

A：(保安院)現在の増設計画というの聞いておりますし、今後も必要に応じて増設していくということでございます。そして、どこにどう作るかというものまでは、我々まだ確認しておりませんが、そういうのが明らかになった段階で、確認をしていきたいというふうに思っております。

Q：いや、増やすというのは、それは言えると思うんですけども、具体的な中身がないと、余り報告書としての意味というのは、どうなのかなというふうにも思えるのですが。

A：(保安院) タンクを作ることに對して、そう技術的に大きな課題はないというふうに思っておりますけれども。

Q：いや、技術的なことではなくて、その他の理由でいろいろ課題があると思うんですけども。現状、東京電力が先日、外に出すというところまで話している一方で、いろいろ反響があったので、タンクに溜めますという話だったんですけども、全ての課題がそれで解決されたわけではないですよ。保安院としては、あくまでも技術的な部分だけを見ていくということになるんでしょうかね。その周辺にある状況というのは、余り勘案されない感じですか、今回は。

A：(保安院)今回は、技術的評価のみを行っております。

Q：分かりました。

○司会
どうぞ。

○NPJ 日隅

Q：NPJ の日隅ですけれども、今の点なんですけども、技術的評価というのは、現状に則した形じゃなきゃ意味がないわけで、そもそも設置する場所がないというふうに言われて、もう外に放置するしかないと言われてるのに、何か保安院の方で、つまり国の方で、そういう設置する場所を新たに確保してるとか、そういう具体的な事情があるんですか。具体的な対応策がないにも関わらず、ただ技術的にタンクを作ることは簡単だから、タンクを増やせばいい

いんだっていうんだったら、具体的な話は全くないですよ。

A : (保安院) すいません。ちょっとご趣旨がよく理解できないんですけども、我々は今聞いている話というのは、ここの報告書に書かれていることを聞いておまして、今後相当期間はこれでちゃんと対応していただけるだろうというふうに思っております。

Q : つまり報告書というのは、その1という主旨でしょ。

A : (保安院) そうです。

Q : だけど、1の後、具体的に東京電力の方から、足りないんだという話がもう既に出てるわけですね。で、本来その2の方に、その話も盛り込んで、中期的に水の処理をどうするかということ盛り込もうというふうに言った。それは保安院さんもその予定ですというふうに会見では言った。ところがその日、突如それを削除したものを発表されたわけですよ、東電さんが。だから、そもそも評価する対象に入っていたのに、それを単に抜いて、だから安全なんですって言われても、それはルールを変更しているだけであって、実質的に則した形での評価じゃないんじゃないですか。

A : (保安院) あの、ちょっと事実関係があれですけども、保安院の誰がいつそういうことを言いましたでしょうか。

Q : 森山さんが言われましたよ。

A : (保安院) 私が申し上げたのは、その水のことも含めて、その2に入ってくるということを申し上げました。その趣旨は、元々その2というのは、被ばく評価の項目がございますので、これは当然、海洋に放出するかしないかによって被ばく評価が変わります。その1には、必要に応じてタンクを増設すると、こういうふうにありますので、そこでは何ら矛盾はないと考えております。

Q : それは単にですね、地震。

A : (保安院) すいません。私はその時に方針は決められたとは聞いておりませんということも申し上げます。

Q：入る予定だというような趣旨のことは言われたと思うんですよ。全く入らないというふうに聞かれてるということじゃなかったと思うんですけども。

A：(保安院)私は水の放出がされるということは、一言も申し上げておりません。

Q：まあ、じゃ、そこは置いといて。少なくとも現状で、東京電力の方が、3年間のタンクを設置する場所が確保できたというふうに言ってるわけじゃないんだから、そのことを想定しないというのは、単に目と耳を塞いでるだけであって、それは保安院としての仕事をきちんとやってないんじゃないですか。

A：(保安院)我々は東京電力から海洋放出だ何だかんだって話は一切報告は受けておりません。我々が正式に報告を受けているのは、今後も必要に応じて増設していく、そのことだけです。

Q：それはその1の段階での話でしょ。その後の事情を考慮しないでいいんですかと言ってるんですよ。その後東京電力は敷地内で設置できないからもう無理だから放出させてくれというふうに言って根回しをしてもらったんじゃないですか、漁協とかに。それで漁協とかの反発があったからそれはできないからそれは撤回した。だけどじゃあ具体的にどういうふうに設置するかということについては全くノーアイデアじゃないですか。それでどうして中期的に確保できてるというふうに言えるんですか。

A：(保安院)すいません、東京電力がどういうことをしてるのか分かりませんが、けれども、我々が正式に報告を受けているのはその1の報告の内容でございます。

Q：じゃあその後東京電力の方が、敷地が足りないからタンクの増設はもう無理ですと、3月末からはもう外に放出しなきゃいけないんですというふうに言った事実については目を塞ぐと、耳を塞ぐと、そういうことですか。

A：(保安院)正式に報告があった段階で確認していきたいと思います。

Q：それを報告を受けないで、冷温停止状態うんぬんって話と言えるってのは意味が分からないんですけど。つまり冷温停止状態については、循環注水冷

却システムの中期的安全を確保していることが前提なわけですよ。これは一番最新の道筋を見ているんですけども、冷温停止状態とは確かに100℃以下だということと、放射性物質の放出の管理が敷地境界において1mSv/年以下にすることを目標とは書いてありますが、その後2条件を維持するため、循環注水冷却システムの中期的安全を確保してることっていうのを書いてあるわけですよ。そうすると、そのための注水システムの中におけるタンクの確保ということができてなければ、中期的安全ってのは確保されてるってのは言えないんじゃないですか。

A：(保安院) 何度も繰り返しになりますが、我々が正式に報告を受けているのは、今後も必要に応じて増設していくということでございますので。

Q：そういうことで津波が防げなかったんじゃないんですか、今回。いろんな情報が出て津波が、想定外の津波が来るとかっていう話があったにも関わらず、それを報告を受けてないからそのことについて目を塞いだから、津波に対する対応ができなかったんでしょ。茨城県の東海村はきちんとそれをやってるじゃないですか。茨城県の指示で、国が指導しなかったけれども、茨城県独自に津波が来るということで1m壁を増設して、それによって確保できたんですよ。保安院はそういう今回の津波のことについての反省を踏まえないんですか、全く。

A：(保安院) 何度も繰り返しになりますが、今後も必要に応じて増設していくっていうのが東京電力から保安院に対する正式な報告ですので、この方針を守っていただきます。

Q：その報告が今の段階でも維持ができてるかどうかの確認をするつもりもないんですか。あれだけ新聞で報道されたし、東電さん自身もこの席で、3月末になったらいっぱいになるんですけどいうことを明言されたんですけども。それにも関わらずそのことについてチェックしないんですか。

A：(保安院) そのような報告は正式に受けておりませんので、要求はいたしません。

Q：正式な報告の話をしてるんじゃないじゃなくて事実上の話をしてるんですよ。実態としてそうじゃないんじゃないんですかと。その時の報告と実態とはずれてるんじゃないんですかと。なぜずれてるかということ、水がどんどん入ってきて

るとか、いろんな事情がその後変わってるわけでしょ。そのことに目をつぶるんですか。

A : (保安院) 決して目をつぶってるわけではございません。この地下水の問題は夏ぐらいから分かってきておりましたし、そういうこともずっと申し上げてきておりました。その上で今は東京電力は必要に応じてタンクを増設するというのでございます。3月に今の状況で放出しなければいけないというふうには保安院は理解しておりません。

Q : 今はというのはその1の報告が出た時であって、その後の話でしょ。分かりました。それから、これは余震が来たり津波が同程度のものが来たりした時に、これだけいろんな敷地の中に高濃度の汚染水も含めていろいろあってパイプなんかに通じてるわけで、その辺のものが漏れ出して消防車が近寄れないという想定は、これは簡単にできると思うんですけども、それにもかかわらず12時間で注水が開始できるというのは、何か具体的に津波がこういうふうに通地内に及んできて、パイプがこういうふうに通断される可能性があってそれについてこう対処するとか、そういう具体的な想定をした上で可能だというふうに言われてるのかどうかってことがまず一つと、それからもう一つJNESについては、先日中立性との問題があるんだということで、政府の政策評価・独立行政法人評価委員会の方が指摘をされてるわけですけども、今回もJNESの数値なんかを使われてるし、その辺についてJNESが出してきたもの自体を再度チェックするとか、あるいは今後今回のこと以外についてJNESが発注しているものについて、今回の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘を踏まえて、何か保安院として改善するような予定があるのかどうか、その2点です。合計3点の質問です。

A : (保安院) まず1番目でございますけれども、これは東京電力の報告書、1の124ページを見ていただければ分かるんですけども、今既に建屋の地下ですね、高レベルの汚染水が入っているということでございますので、それが津波が再来してそこから高レベルのものがあふれてきた場合どうなるかという評価はしております。そうした場合、やはり高レベルの汚染水があふれてきますとそこの線量は高くなりまして、1時間当たり10mSvということでございます。かなり線量は高くなつてはございますけれども、3時間、先ほどの例で言いますと3時間かかって再注水を行うということでございますので、交代をしながらやっていけばどうにか作業は可能と思っております。

Q：地下の汚染水だけの問題じゃなくて、今処理するためにいろいろパイプがつながってると思うんですけど。

A：（保安院）一番高いものは地下に溜まっているものだと思いますし、ほかのタンクに高くなっているようなものはそれに比べると何桁も低いものでございますので、そのところで代表して評価をしております。それと、JNESの評価結果をとということでございますけれども、このところは一般的にこの原子力の安全評価を行う上で、一般的に使われておりますリラップ5というものなんですけれども、それを使ってやっております。そしてその入力データなども確認しております、それでだからその恣意性が入るとか、そういう類のものではないと思っております。そして一つJNESの第三者評価と言われて。

Q：結局一般論としての話としてどうなんですかということ。今回の件については今のご説明で意味は分かるんですけども、一般論としてそのほかのJNESとの関係、JNESに発注しているものとか、あるいは今後発注するかどうかとかその辺について、先日出た指摘を受けて何か保安院の方で改善する予定があるのかどうかということ。です。

A：（保安院）JNESにつきましては検査のやり方に問題があったということで、今第三者委員会を設置して検討されております。保安院はしっかりとそこで検討していただきたいというふうに思っております。したがって第三者委員会の結果を踏まえてしっかりと特に検査についての見直しを行っていく必要があると考えております。

Q：分かりました。それで汚染水の件なんですけれども、汚染水の処理装置までいくまでの汚染水の濃度というのはやはり高いものがあるわけで、その辺のパイプが破損した場合にそこからちらちらと漏れてきて、津波が去った後もかなり高いものがその辺に出てくるというような可能性があると思うんですけど、その辺については全く検討されてないんでしょうか。

A：（保安院）今タービン建屋ですとか原子炉建屋の中には何万トンという高レベルの汚染水があります。一方配管の中にも確かにそういうのが入っておりますけれども、その量に比べるとタービン建屋の方の量は比べものにならないほどたくさんございまして、そこに津波が押し寄せてきてぞっと入ってそこからまた出てくるということがやはり一番厳しいところと思っております。

す。仮にそういうものに比べれば、その配管と言ってもそんなこれぐらいのものだと思いますけれども、そこに溜まってる量が出て、タービン建屋の何万トンというものに比べると微々たるものでございますので、その中の評価に含まれてしまうと思っております。

Q：いや、それは分かるんですよ。結局津波がごっそりもっていくから、先ほど言われたような低濃度の汚染量だということと言われてるんだと思います。ところが配管の場合は、津波が去った後もたらたらと垂れてきて、それが結構高濃度のものが出てくるんじゃないですかねというような意味で、そういう意味でそういう例えばマップに落としてチェックをして、そういうことが来ないとかというような確認はする必要はないんでしょうか、そういう指摘です。

A：(保安院) すいません、そういうことで言いますと、大津波警報が出た段階で装置を停止して弁を閉めるということにしております。

Q：分かりました。

○NPJと吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりで。よろしく願いいたします。まず園田政務官に質問の回収をいたします。前々回の会見で私が質問したんですけれども、故意ではなく過失で環境中に放射性物質をまき散らした場合の処罰などに関する法律、関係法律を教えてください。どうぞよろしく願いいたします。そして東京電力に、これはネット上の質問の代行なんですけれども、4号炉の使用済燃料貯蔵プールから放出される放射性物質の量はどこに記載されているのか、どの資料を見たら4号炉からの放出量は分かるのか教えてください。どうぞよろしく願いいたします。あと被災者生活支援チームの茶山さんはいらっしゃいますでしょうか。おられましたら、本日除染作業中にお亡くなりになった60歳の男性のことについてお聞きしたいんですけれども、14時に医療機関に運ばれた時に、その時に表面線量や臓器などの等価線量は測定されたんでしょうか。どの病院かにもよりますが、内部被ばく量、ホールボディカウンタなどは受けられたんでしょうか。そしてこれからその検討はされているんでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

A：(園田政務官) まず過失のみで罰せられるものが他に何かあるかということですよ。交通事故、道路交通法ではおしどりさんからもご指摘をいただい

たわけでございますけれども、炉規法の中にはそういったものがないということでお伝えはさせていただいたとおりでございます。そのほかの法令でそういったものがあるのかについてはちょっとまだ調べておりません。

Q：分かりました。ではこの放射線を発散させて、人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律といいますのは、故意の場合のみで過失は当てはまらないという解釈でよろしいでしょうか。放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる等の処罰の法律はあるのですが、これは故意のみで過失は当てはまらないということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

A：(文科省)事実関係だけ申し上げますと、放射線発散防止法について文部科学省が所管しておりますので、その関係で申し上げますと、そもそもテロによる放射性物質の発散に対する防止規制を目的としておりますので、今回のような原子力発電所の事故による放射性物質の放出は、同法の対象外というふうに聞いております。

Q：ありがとうございます。テロなど故意による法律ということは存じておるのですが、では故意ではなく過失による場合のこのような法律は今のところないという認識でよろしいでしょうか。

A：(園田政務官)原子力関係でということですか。

Q：はい、そうです。これはテロに関しての法律ですが、例えばハイジャックはもちろんテロリストによる犯罪ですが、飛行機事故なども過失によって処罰されることもありますので、そのように故意ではなく過失の場合の法律はないということでしょうか。

A：(園田政務官)そういう面言えばハイジャックは確かに過失、あれも故意ですよね。そうなりますとちょっと調べてはみますけれども、今すぐにこれだということちょっと思い当たらないところでございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：(保安院)保安院から補足いたしますと、まず原子炉等規制法は故意か過失かに係わらず、その基準を超えて例えば放射性物質を放出した場合には、そ

れは保安措置義務違反ということになります。したがってその事案に応じてその命令をだすとか、更にそれに対して必要な罰則を適用するとかいうことはその後検討することになると思います。

Q：分かりました。前々回の質疑だったかとは思いますが、原子炉等規制法による海洋投棄に当てはまらないのか、2号炉から水が漏れいしていた時ですが、それは投棄ではなく漏れいなので当てはまらなと森山さんがおっしゃいましたので、故意ではなく過失なので当てはまらなのかという認識だったのですが。

A：(保安院) そもそも定義上海洋投棄という概念に当たらないということを示し上げました。

Q：分かりました。漏れいと投棄ではないので当てはまらなという認識ですね。

A：(保安院) 細かく条文を読めばいろんなところで当てはまらなと思いますけども、まずは廃棄ではないということでございます。

Q：分かりました。では故意ではなく過失なので当てはまらなという認識でよろしいでしょうか。

A：(保安院) 過失うんぬんよりも廃棄するということですから、確かそういうふうな条文だったと思いますのでそれには当たらないと、それからもう一つはもう少し厳密に言えば陸上からは確か適用になっていなかったというふうに思っております。

Q：ですので、例えば人工建造物から若しくは船舶などの海洋投棄の法律ですが、原子力発電所から漏れいした場合、海洋に汚染水が漏れいした場合は、では逆にこの原子炉等規制法では何条で取り締まるのでしょうか。

A：(保安院) 海洋への放出については基準がございますので、告示濃度という基準がございますので、それを超えれば当然法令に抵触することになります。その上で法律の作り方といたしましては、通常は何と言いますか、施設の停止命令をかけたり、あるいは改善を求めたりということで行いますが、その結果命令に違反するようなことがあれば、その許可を取り消したりあるい

は罰則ということになるかと思えます。

Q：分かりました。具体的に何条というわけではないということによろしいでしょうか。

A：(保安院)例えば保安措置の場合には35条の1項に保安措置とございまして、これに違反した場合には36条の1項で行政処分、施設使用停止命令などがございまして、その命令に更に違反した場合には、33条の2項の第3号で行政処分取り消しなどもございまして、以上でございまして。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：(東電)東京電力でございまして、使用済燃料プールからの大気への移行に関しましては基本的に極めて量が小さいので、被ばく評価上、線量評価上は原子炉建屋から直接ダストサンプリング等を行って評価を行っております。なお、使用済燃料プールからの漏出、蒸発に伴うセシウムの移行につきましては、施設運営計画に係わる報告書を提出し、その1の中で記載がございまして、3の49ページから蒸発した際のセシウムがどれくらい移行するかの有効実験、それから3の51、52ページのところに移行量の評価をしておりますが、4号機につきましてはもともと使用済燃料プールのセシウムの濃度がほかの号機に比べて1万分の1から1,000分の1程度ということで小さいこともございまして、空気中への移行量はセシウム134で申し上げますと 3.5×10^{-8} Bq/cm³、セシウム137で 4.9×10^{-8} Bq/cm³という程度でございまして。

Q：ありがとうございます。ではそのプールから放出される放射性物質の量は1から3に比べて低いので、その7月から毎月発表されております大気への放射性物質への放出量は1号炉から3号炉までの総量ということで、4号炉を外していたという認識でしょうか。

A：(東電)はい、そうです。使用済燃料プールに関しましては、4号機のみならず1、2、3、4号機合計量といたしましても評価しておりますけれども、敷地境界ではND検出限界未満となるぐらいの量でございまして。

Q：ありがとうございます。3月に確か4号炉の建屋が爆発しまして、その時使用済燃料プールの水面の線量が非常に高かったと記憶しておりますが、その

頃の放射性物質の放出量というのはおおよそ出ているのでしょうか。

A：(東電)水面の線量が高かったかどうかについては、多分いわゆるコンクリートポンプ車のアームの先に付けた線量計ではないかと思いますが、直接、使用済燃料プールから出ていた物を測ってるというよりも、周りのがれきですとか、そういう所に付着している物を測定した事と、もう一つは水面そのものが下がっておりましたので、遮蔽効果が少ない分、使用済燃料プールからの線量を測定したのではないかと思っています。

Q：ありがとうございます。では、3月の辺りでの具体的に4号炉のプールからの放射性物質の総量は、どこかに記載されているのでしょうか。

A：(東電)3月の頃の放射能の評価についてはまだ、評価ができておりませんが、量的には、原子炉建屋から直接出てきた物がもうほとんど支配的というふうに見えています。

Q：分かりました。ありがとうございます。評価をよろしく願いたします。

A：(支援T)支援チームです。すみません。医療機関で具体的にどういう事が行われたかは、今ちょっと承知しておりません。

Q：分かりました。では、そのお亡くなりになった原因が、放射線の被ばくによる由来のものではないという判断は、特に線量を測定した後の判断ではないという事でしょうか。

A：(支援T)聞いております死因からしまして、放射線の関係でないことは明らかであろうと思っております。

Q：分かりました。すみません。その測定はされたかどうかの確認はとっていないということでしょうか。

A：(支援T)はい。今ちょっと、医療機関の方でどういうことをされたかは、はい。

Q：分かりました。ではこれから、ホールボディカウンタを受けられるかどうか等も、まだ検討には上がってないということでしょうか。

A：(支援T)はい。今、特に、私どもの方でそれを追加的にということではございませんが。

Q：分かりました。

A：(支援T)ちなみにここ、実際に人もその近辺お住まいになっておられる所での作業でございます。

○司会

それではここで、東京電力より本日の作業状況等についての説明がございません。

<東京電力からの本日の作業状況説明について>

○東京電力

東京電力から本日の作業の実績についてご報告させていただきます。初めに原子炉への注水の状況ですが、17時現在1号機は給水系から4.4m³/h、炉心スプレイ系から1.9m³/hでございます。2号機は給水系から2.7、炉心スプレイ系から6.1m³/hです。3号機は給水系から2.8、炉心スプレイ系から6.1という状況になります。それから、格納容器内への窒素ガスの封入でございますが、17時現在の格納容器の圧力は1号機110.4kPa、2号機110kPa、3号機101.6kPaでございます。1号機格納容器ガス管理システム出口での水素ガスの濃度は0.02%、2号機は0.7%となっております。使用済燃料プールの循環注水冷却でございますけれども、1号機は本日、電源停止の関係で作業がございまして、循環冷却止めておりましたけれども、17時07分に循環冷却を再開いたしております。2号機の使用済燃料プールの温度は22℃、3号機に関しましては14.9℃、4号機に付きましては22℃でございます。なお2号機につきましては本日15時53分に、いわゆる1次系差流量大の警報が発生しましたけれども、流量の変化がない事、現場で漏えいがないという事確認いたしまして、運転は継続中でございます。それから、タービン建屋の溜まり水の移送に関しましては先ほどご紹介したとおりです。明日は、6号機のタービン建屋の溜まり水の屋外仮設タンクへの移送を、本日同様10時から16時の予定で実施いたします。建物の水位です。11時現在、プロセス建屋の水位は2,896mm。午前7時と比べますと38mmの低下。雑个体廃棄物減容処理建屋は1,982mmという事で、午前7時と比べますと187mmの低下。サイトバンカ建屋はOPで4377mm、午前7時と比べますと3mmの上昇になります。トレンチの水位です。夕方の16時現在、1号機はダウンスケール中、2号機は

2,810mm、3号機は3,309mmです。午前7時と比べますと、2号機は8mmの低下、3号機は6mm上昇になります。タービン建屋の水位です。16時現在1号機は3,077mm、2号機2,830mm、3号機3,079mm、4号機3,064mmです。午前7時と比べますと、1号機は28mmの低下、2号機6mm低下、3号機7mmの上昇、4号機4mm上昇です。それから原子炉建屋地下一階の水位です。16時現在1号機は3,957mm、2号機2,956mm、3号機3,309mm、4号機3,058mmです。午前7時と比べますと、1号機は22mmの上昇、2号機3mm低下、3号機9mmの上昇、4号機11mm低下です。作業の状況です。循環型海水浄化装置に関しましては、所内電源の作業の関係で、14日に運転を再開することといたします。明日、停電となる予定でございますので、本日の運転再開ではなく、14日水曜日の運転再開となります。それから、水処理装置の運転を状況でございますが、蒸発濃縮式淡水化装置に関しましては、1Aを15時50分、1Bを14時33分、1Cを14時46分に起動いたしております。RO膜によります淡水化の累積処理量は、本日12時の時点で8,120トンとなっております。それからベッセルの交換ですが、本日サリー二塔を交換致しました。明日はキュリオン、サリー共ベッセルの交換予定がございません。それから、蒸発濃縮廃液装置の3Cにつきましては、現在運転を停止中でございますけれども、濃縮廃液のサンプリングライン、いわゆる核種分析をするために水を取るラインから、その残水を受けるバケツが溢れたという連絡がございましたのでご紹介をさせていただきます。3Cの濃縮廃液を受けるサンプリングラインの所で午後4時頃、パトロールの時にバケツの周囲に半径1m程度の漏水があるという事を確認いたしております。バケツの中に受けている部分が約7L。バケツの外に出た物が約3Lというふうで、合計で約10Lというふうに見ております。なお、堰の内側に留まっておりますので、建屋の外には出ておりません。サンプリングラインからの漏えいがないようでございますので、バスケットにどういったルートで水が入ってきたかについては、今後調査をしていきたいというふうに考えております。東京電力からは以上でございます。

○司会

それでは質疑を続けさせていただきたいと思います。ご質問ある方、挙手をお願いいたします。今、手が上がっている方、3人でございましょうか、4人。まだ1回目です。前の方、最初お願いします。それと、あと後ろの方続けてお願いします。

<質疑応答継続>

○朝日新聞 今

Q：朝日新聞の今と申します。保安院に伺いたいのですけれども。施設運営計

画に関してうですけれども。その 1 の方では、タンク増設見込みという事について書かれてると思ってるのですけれども。今後、循環注水冷却を続けていくにつれてですね、やはり処理水の問題というのは、ずっと残って行く訳で、その中でタンク増設もやはりその限度があるっていう事は、東京電力の方も会見等で話しております。その辺りについて、タンク増設以外の選択肢っていう事に関して、何かしらのこの提示っていうものを求めたりするという必要は無いのでしょうか。その辺りについてお願いします。

A : (保安院) すいません。東京電力からは今後も必要に応じて、タンクを増設していくっていうふうに聞いておりますので、それをしっかりやっていただきたいと思っておりますが、そもそも地下水の流入量が増えない対策もですね、とって頂きたいっていうのはこれは常々言っております、早くサブドレンを復旧させてですね、水位調整をして流入量を減らしていただきたいっていうふうには思っております。それと、原子力安全委員会に事前のご報告に行ってる時ではありますけれども。ストロンチウムの溜まったタンクをですね、並べるっていう事ではなくて、タンクの中の水もやはりストロンチウムを取って、そのストロンチウムは集中管理をするように指導して欲しいっていうふうにいわれてますので、そういうことも今後併せて、我々の方で、もう少し技術的に詰めて、指導してまいりたいというふうに思っております。

Q : すみません、追加で確認なんですけど、初めの方におっしゃられた、地下水の流入を防ぐ抜本的な手立てをとということなんですけれども、サブドレン水の汲み上げということについて、具体的に何か形を時期とか示して欲しいというような、そういうことを東電に伝える予定というのはあるのでしょうか。

A : (保安院) 今、具体的に、正式にということとはございませんけれども、日々議論しておりますので、そういう中では私の方から要請をしております。

○司会

それではどうぞ。

○ニコニコ動画 七尾

Q : ニコニコ動画の七尾です、よろしくお願いします。大きく 3 点お願いしたいんですが、まず文科省伊藤さんをお願いします。以前も質問させていただいたんですが、ちょっと話題変わりました、学校給食の 40Bq 問題についてですけれども、支援事業の対象は、現状でも 17 都県対象を今後、増やすとか、

そういった予定はないのでしょうか。

A : (文科省)文部科学省です。17 都県につきましては、第三次補正で予算措置されて、食材の検査、測定を行っていただく機器の助成をするものでありまして、現在のところそれを拡張する予定はないというふうに聞いております。

Q : 拡張する予定はないと。それに関しまして前回もお伺いしましたけど、他の自治体から問い合わせも特に、前はほとんどないということだったんですが、現状においても特にない状況でしょうか。

A : (文科省) 特段、自治体から、そういうものを置いて欲しいという要求については、私自身はちょっと承知しておりません。

Q : 分かりました。2 点目なんですけど、郡山市の児童生徒 14 人と、保護者らが郡山市に対しまして疎開するよう求めた裁判が今、行われているんですけども、弁護士は市の年間被ばく線量はチェルノブイリ基準で、住民が強制的に避難させられる移住義務地域に相当すると、福島地裁に補充提出しております。文科省としては、この裁判をどう見ていらっしゃるのでしょうか。

A : (文科省) その裁判については承知しておりません。また、仮に、内容を把握したとしても係争中の話なので、多分コメントすることはないと思います。

Q : 続けてなんですけど、相手がその市である理由なんですけれども、11 月 25 日に郡山市が測定した空間放射線量に基づいて、1 時間あたりに換算しますと、児童らが通う小中学校 7 校全てで、チェルノブイリ基準の移住義務地域の $0.571 \mu\text{Sv}$ を大きく上回る結果で、最も高いところで、ICRP が定める一般人の年間被ばく量限度の 15 倍となっておりますけれども、これ裁判とは別にしまして、文科省としてはこうした現状をどう見ていらっしゃるのか、あるいはそうした状況も把握されていないのか教えて下さい。

A : (文科省) 今、ご指摘の内容については承知しておりませんが、文部科学省といたしましては、8 月の末の段階で学校における児童生徒の線量の低減のために、校庭における線量 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以下、それから学校における年間の被ばく線量を 1mSv/y 以下になることを目指すというふうに表明してしておりますし、そのために必要な除染とか、更に加えて生活圏の除染とかを自治体と一緒に進めているところであります。

Q：分かりました。3点目になるんですが、すみません、本日お亡くなりになられた除染作業中に死亡された方の情報についてちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。死因についてはちょっと確認なんですが、ご家族の同意があれば公表されるのでしょうか。

A：(支援T)はい、同意が得られればお伝えすることができるのではないかと思います。

Q：分かりました。後2点お願いします。除染作業も非常に大変だと思うんですけども、60歳という高齢でも、肉体的、特に精神的にも、負荷がないものなんでしょうか。特に年齢制限的なガイドラインってないんですって。すみません、教えてください。

A：(支援T)特に今、そういう一般的な労働関係のルールの他は、そういうことでは特にございません。

Q：年齢制限はないということですね。後、最後なんですが、因果関係はないって明快におっしゃってる限り、これは病ではないということでしょうか。

A：(支援T)ちょっとその、ふれた格好にはなりますけれども、いわゆるご病気をお持ちだったとか、そのご病気の関係のあれではないと。

Q：ありがとうございました。

○司会

他にご質問ある方、後、何人位いらっしゃいますでしょうか。では後3人でよろしいでしょうか。では3人でお願いします。まず後ろのかた、前の方、隣の方、3人続けてお願いします。

○回答する記者団の佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。数が多いのですけれども、2回に分けることはできませんでしょうか。

○司会

まとめてお願いします。

Q：分かりました、全部いきます。まず除染作業中に、除染作業の関係で死亡した件に関して。最新の情報というのが、今、入っていないのかどうか。現時点で分かっている情報というのが、いつの時点の情報なのかどうか。電話で情報のアップデートとか、直ぐに出来るんじゃないかと思ったんですが、この点確認させてください。それと東京電力と保安院にお願いします。海に繋がる側溝と雨水の処理について、前回の会見でも少しお聞きしたんですが、側溝に流れ込む雨水の線量ですとか、雨水の処理について、これまで余り質疑なかったかと思うんですが、何らか体系的に取りまとめたデータというのがあるのでしょうか。あるいは雨水の処理状況について一つのテーマにしてまとめたような、説明したようなことは、これまでありますでしょうか。それと園田政務官お願いします。例えば、これは仮にという話しではあるんですけども、今日、新しい原子力災害が発生した場合に SPEEDI はきちんと活用できるのかどうか、その結果はどのようにして、国民に伝えられるのか、これをお答えください。それとこの後、要望が幾つかあります。まず東京電力に、格納容器の温度計なんですけれども、温度計の一つ一つについて、水温計も含みます。一つ一つについて工業的な規格を一覧表のような形で、全て出していただけませんか。それと政府と東京電力に要望です。日曜日には、特に大きな作業というのが余りないということですので、日曜日に現地取材をさせていただくことは可能でしょうか。特に冷温停止、ステップ2の終了というめどもありますので、この点確認させていただければと思います。それと園田政務官に、環境省と農水省、水産庁、厚労省の原発関連の担当者を会見に呼んでいただけないでしょうか。環境省については、12月6日付けで出されている、災害廃棄物の広域処理（概要）という書類がありますけれども、これについて説明できる担当者の方、来ていただけないかと思っています。それと農水省、水産庁、厚労省からは、食品関係お願いできないかと思っています。それと会見者の皆さんに、ちょっと本題からは外れるんですが、年末恒例で今年の漢字という一文字、漢字一字が、清水寺の方で発表されましたけれども、皆さんにとって今年の漢字一文字なんなのか、お1人ずつお答えいただければと思います。それと、これは質問出していたものの回収です。園田政務官、大臣が最後に出席した統合対策室内の会議との関係で出ました特別プロジェクトの一覧、これがどうなりましたでしょうか同様に統合対策室の議事録の確認先の話で出てきたその他の会議体の内訳の一覧、これがどうなりましたでしょうか。それと、東京電力に。今日の記者会見中にお聞きいたしました原子炉主任技術者の数ですけれども、これが今、出ましたでしょうか。それと、高橋新所長、小森センター長、相澤副社長、松本

さんご自身がこの資格をお持ちかどうかお答えいただければと思います。それと、東京電力に。これも前回の会見で聞いておりますけれども、震災後にボランティア休暇を取得した社員の数、1回に取得した日数の平均、そういったボランティア休暇に関する取得状況のデータ、出していただけないかということですが、これはどうなりましたでしょうか。以上です。

A：(支援T)すみません。支援チームです。第1点の方ですが、ちょうどこの前の質問にお答えする前に少しちょっと何か補足できることないか確認のことで連絡とって見たんですけど。すみません、今、ちょっと特に補足できるところはございません。お知らせしましたのは、あの時間の時点でのですね、分かっておるところでございます。お話し申し上げた時間の時にでございます。

Q：その、この記者会見でご報告ありましたけれども、その内容というのはいつの何時何分頃の情報なのか分かりますでしょうか。

A：(支援T)はい。2時にお亡くなりになられた、死亡が確認されまして、その後ですね、ここで話す直前にお話、確認できた内容でお話しております。ちょうど私が、政務官からおっしゃっていただくその少し前に確認できた段階での情報で急遽お話、政務官の方よりまず一言おっしゃっていただいて、その時点で確認できたことの内容でご説明をしておるわけでございます。

Q：一通り情報がまとまったのが4時半直前辺り。その位のその頃までということでしょうか。

A：(支援T)その更に、その会見の冒頭ではなかったもので、途中で確認が取れて、そのところまで含めてのお話です。

Q：それ以降の新しい、最新の情報というのは特になしでしょうか。

A：(支援T)そのお話し申し上げた時点で一応死因についてもこちら、内々には記されておりますので、それ以降のことにつきまして、ちょっとさっき更に何か補足できることもないかというようなことで連絡をしてみまして、今特に、はい。

Q：分かりました。ありがとうございます。そうしますと、東京電力と保安院

から雨水の件についてよろしく申し上げます。

A：(東電)はい。東京電力の分につきましてご報告させていただきますが、海の側溝、排水路等を通じて海に出ている件につきましては線量等を測っておりませんのでこれまで公表したことはございません。なお、説明等につきましては、いわゆる漏えい等があった際に付け加えるような形でご説明をさせていただいた記憶はございますけれども、改めて何か雨水だけに特別視したことはございません。それから、格納容器内の温度計の主要仕様に関しましては、施設運営計画のその2のところでは主要仕様については記載させていただいております。温度計は基本的に熱電対で、銅コンスタンタンで0℃から300℃まで計れるタイプを使用しております。それから年末の漢字というご質問でございましたが、この会見はいわゆる原子炉の事故収束にあたっての会見でございますので、個人的な感想を述べるような場所ではないと思っております。それから、原子炉主任技術者の数でございますが、こちらは現在こういった数を公表できるかについてはお答えさせていただきたいと思っておりますが、こういった人物が持っているかどうかにつきましてはお答えは控えさせていただきます。それから、ボランティア休暇につきましても、取得した人数、日数等につきましては、こちら会社の内部資料でございますので回答は控えさせていただきます。

Q：すみません、保安院、雨水の件いく前にちょっと先に幾つか補足申し上げます。まず、原子炉主任技術者の保有に関してですけれども、責任者である高橋新所長ですとか、小森さん、相澤副社長、松本さんに関してはお持ちかどうか、これは公表されるべきではないでしょうか。それと、ボランティア休暇の事に関して。除染のボランティアに東京電力の社員が積極的に出ていくべきではないのかという声というんでしょうか、要望を聞いて欲しいというのが非常に多く来ておまして、これ、ボランティア休暇の取得状況とかからある程度までは推測できるようなことかと思っておりますので、しっかりとこれはお答えいただけないかと思っております。東京電力の社員は行かずに住民だけがボランティアで除染をするというのはかなりいびつな状況になっているかと思っております。それと雨水の方に戻りまして、測っていないということですが、保安院から測らなくていいのかどうかということも含めてお答えをいただけませんかでしょうか。よろしく、まず東京電力から申し上げます。

A：(東電)はい。原子炉主任技術者はいわゆる原子炉の保安の監督をするとい

う意味で、いわゆるラインといたしますか、いわゆる発電所のラインから独立した立場で保安の監督に当たるものでございますので、高橋ですとか、相澤が持っているようが持っていないが別の者が設置、専任されるという状況でございます。なお、私自身でございますけれども、原子炉主任技術者の免状に関しましては官報に公示されますので私は持っております。それから、ボランティア休暇でございますけれども、人数、日数等につきましては、こちら社内の情報でございますのでお答えすることはできませんが、除染等に関しましては会社といたしましても協力させていただきたいというふうに思っております。

Q：すみません。ちょっと追加、補足でお願いします。松本さんが免状を持っていらっしゃるということは了解いたしました。ただ、松本さんより上位の方、例えばセンター長ですとか副社長、あるいは系列といたしますか、ラインは違うのかもしれませんが、新所長についてもお答えをいただければと思います。それと、ボランティア休暇のことですが、東京電力の社員が除染の現場に出向く時は、これはボランティア休暇を取得して行くような状況なのか、業務命令として会社の仕事の一環として行くことになるのか、社内ですらどういった扱いになっているかをお聞かせいただけますでしょうか。

A：（東電）はい。先ほど申し上げたとおり、所長か本部長、副社長かどうかというところは原子炉主任技術者の免状の資格とは直接関係いたしませんので、お答えは控えさせていただければと思います。発電所毎に独立した任務を持つということで専任という手続きが行われております。それから除染の作業でございますが、こちらに関しましては社として会社として参加することも協力させていただくこともございますし、社員の判断でボランティア休暇を取得して参加することも両方あるかと思っております。

Q：分かりました。ボランティア休暇の方、今後状況が重なっていくかと思っておりますので、どこかの段階で東京電力の社員がどれだけの協力をしているのか、数字で分かるように公表をお願いできればと思います。そうしましたら保安院からお願いします。

A：（保安院）はい。保安院でございますが、雨水については特に何か取りまとめたとかいうようなことはございません。それで、測らせるべきではないかというご質問だったと思っておりますけれども、むしろ雨水の量や処理を測るというよりも、やはり環境への影響ということで、今、サンプリング、海域のです

ね、サンプリングをやっていただいておりますのでそういったことをしっかり見て、雨水ということでは必ずしもないかもしれませんが、外部への影響というものを見ていく必要があるのではないかと考えております。

Q：地上にある段階で側溝にある物をしっかりと測ったりして、どれだけのものが海中に入る可能性があるのか、そういった所はまるでやる必要がないということでもいいのでしょうか。

A：(保安院)現時点では必ずしもその必要性があるとは考えておりませんが、もちろん何か今後ですね、そういった必要性が出てくれば測るということは可能性としては否定いたしませんけれども、むしろ雨水につきましてはもちろん側溝だけでなく他の所からも海に流れているということはありますので、したがってその海域といいますか、港湾を含めてしっかりとモニタリング、サンプリングをしてそのレベルというものを見ていくことの方が大事ではないかと考えております。

Q：分かりました。取りあえず現状で確認しておきたいのは特に意識をしていないといいますか手付かずの状況にあった、そういうことでよろしいでしょうか。

A：(保安院)手付かずというよりも雨水につきましてはどちらかという施設への漏れ込みといいますか、例えばタービン建屋ですとか、原子炉建屋に漏れ込んでそれが高濃度の汚染水にどう影響するのかということの方がより重要だと考えておりますので、そういうところに着目してやっておりました。

Q：ごめんください。タービン建屋の中に入る方の雨水ではなくて、地表に溜まる方の雨水に対する問題意識というんでしょうか、認識は特になかったということでもいいのかどうか。

A：(保安院)もちろん地表に降った雨についても地表が汚染されている以上は何らかの形で持ち込まれることはあり得るということは考えておりますので、したがってそういうことも含めて海域でのモニタリングということを行って、例えばその全面海域の濃度が上がった場合はそれは何による影響なのか、雨による影響なのか、あるいは万一の漏えいというものがあるのかということを見ていくという意味でしっかりとした観測といいますか、モニタリングが大ことではないかなとは思っております。

Q：補足でお聞かせいただきたいんですけども、雨水が側溝を通過して海水中に放出された場合に海水の方をモニタリングしていて何らかに分かることというのがあるのでしょうか。海水の方まで影響が出るほど雨水が大きな影響力を持つものなのでしょうか。

A：（保安院）例えば放水口ですとかそういう所で見ているものは雨水というよりも、もちろんその影響というのはあると思いますけれどもそれはいわゆるバックグラウンドですので、そういった変動を超えて何か異常が無いかどうかということ、むしろ主としては見ているということではないかと思えます。

Q：分かりました。そうすると放水口の辺りで雨水がどれだけ流入したから、放水口付近の放射性物質の濃度がどれだけ増えたかそういったような調査は雨水を見るための調査というのはない、それはそういうことではないのでしょうか。

A：（保安院）はい。今は雨水を見るために調査をしているというわけではございません。

A：（園田政務官）私からまず今日大事象が起きたときに SPEEDI がどういう形で公表されるかということでございますけれども、当然ながら SPEEDI につきましては前回のといいますか今回の事故の際にも教訓としてはそれがきちっと活用出来ていなかったという反省がありますので、これは速やかに公表すべきだろうと思っております。その際に通常保安院若しくは文部科学省からの公表という形になろうかと思っておりますので、そういった面ではどういう形で記者会見等を開いて速やかに国民の皆さんにお伝えするとともに、その状況を逐一ホームページ上でも見られるような何らかの工夫というものは私は必要ではないかなというふうに考えております。それから現地取材でございますけれども日曜日に限らず現時点で状況が大変申し訳ありませんが厳しい状況でございますので、そういった点では現場の作業とそれからご案内のとおりまだまだ発電所内においては高い線量下の所もございますので今現時点で皆さま方に取材ということはまだ判断はさせていただいてないということでございます。ご了承いただければと思います。それから環境省、水産庁、厚労省でございますけれども大変恐縮でございますが本来それぞれの省庁で記者会見等も行ってありますし、またご質問がありましたらその当該の省庁に

佐藤さんからお伝えをいただければご紹介をいただければというふうには考えているところでございます。仮にこのステップ 2 も含めて原発事故そのものに何らかの形で関わっているということであれば私が承らせていただいて、各省庁でもまた紹介させていただくことはあろうかなというふうには考えておるところでございますが基本的には、この質疑の中でお答えをさせていただくということになろうかと思えます。それから特プロと一覽、すいません作業がちょっと遅れているようでございますけれども、全体像で把握するというので今作業はやらせていただいているということでございます。その際その他の会議体ということも含めてこういった形があるのかというのはきちっと把握させていただきたいということで、少し作業が遅れているのではないかというふうには思っておりますけれども、いずれにしても特プロも含めてこの統合対策本部が関わっている部分について皆さま方にはお伝えする機会はあろうかというふうに思っています。

Q：分かりました。まず SPEEDI との関係ですけれども確実に国民に伝わる状況がちゃんと動くんでしょうか。間違いなく動くのかどうかこの点確認をさせてください。先ほどの政務官のお答えですと文科省からということもあるのでしょうけれど、思うと言うのはさすがに現状で不安が残る言い方されましたので確認が出来ればと思います。それから現場取材これは本当にいつぐらいに可能な状況になるのか、現状検討は進んでいるかと思うのですが進捗状況をご報告いただければと思います。取りあえず今の 2 点補足でよろしく願います。

A：(園田政務官)はい。当然訓練はしていると思っておりますけれども、そういった面ではきちっと速やかに国民の皆さま方にお伝えが出来る状況を作っていきたいというふうには考えております。そして現地取材につきましては当然ながら今も厳しい状況にはございますのでもう少しお待ちをいただければなというふうには考えております。検討は当然ながら不断にさせていただいているところでございますので、そういった面ではいずれ皆さま方に見ていただく状況が作れるのではないかなとは思っておりますが、現時点でいついつということの指定は出来ない状況であるということをご確認をいただければと思います。

Q：すいません。更に二つ補足させてください。SPEEDI に関連して作っていきたいと思うというお答えではあったのですが今日起きたらという質問の仕方ですので、さすがにいききたいと思うというご回答は適切ではないのかと思

ます。実際どうなのかをお答えいただければと思います。それと現場取材に関して検討中のこといろいろあると思いますが実現に向けて何らかの進捗が見られたものはありますでしょうか。よろしく申し上げます。

A：(園田政務官) そういう面では安全が確認をされるというのが一番の目的でございますので、そういった点では現場の作業がまだまだ進捗状況にあるという形からすると一段落着くまではもうしばらくお待ちをいただければなというふうには考えております。そういった面で作業が進捗しているという点においては検討が進んでいると受け止めていただければと思います。それから当然ながら SPEEDI はこの事故の教訓という形ででも私どもは本来使わなければならないことが使えてなかったということで、この会見でも何度か皆さま方からご指摘をいただいたとおりでございます。したがってそういったことが出来ていなかったということの反省というものについては認識は出来ているわけでございますので、2度とそういった同じ過ちはしないというふうには私は思っております。

Q：つまり今日この後、原子力災害大規模なものが起きた場合にはきちんと対応できる自信があるということでよろしいでしょうか。

A：(園田政務官) はいそのとおりでございます。

Q：分かりました。それと会見者の皆さんに今年の漢字一文字についてお答えいただければと思います。東京電力松本さんからお答えありましたけれども、個人的にということではなく東京電力としてということでお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

A：(東電) 東京電力としてそういう漢字一字はございません。

Q：ありがとうございます。園田政務官お願い出来ますか。

A：(園田政務官) そういう意味では大変申し訳ございませんですけど、この会見において私どもは事故収束というものをきちっと国民の皆さま方にお伝えをさせていただくということでございますので、恐らく政府という点にいけば毎年官房長官辺りにはそういう問いかけが記者からあるというのは聞いておりますけれども、この場においての政府としてお答えをせよということであるならばそれは私の立場からも控えさせていただければと思います。

Q：保安院と経済産業省、文科省と安全委員会よろしくお願ひします。

A：(保安院)保安院としましてもここでそういったコメントをすることは控えさせていただきますと思います。

A：(文科省)文部科学省ですけれども、会見の主旨に照らしまして控えさせていただきますと思います。

A：(原安委)原子力安全委員会ですけども、今年の漢字を検討することは安全委員会の仕事ではないと思いますので差し控えさせていただきます。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○司会

前の方、お願ひします。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅ですけれども、先ほどの中期的安全確保の考え方に関する評価の件なんですけれども、津波のことについて聞きましたところ、東電の説明があるのでということで、確認してみたんですが、これは4mまで水没することを前提として、それに相当する量の希釈を考慮しているわけですが、例えば1mの水没であれば、まあ分かりませんが、単純計算すれば約10mSv/hのところから40mSv/hになるんだろうし、もし50cmだったら80mSv/hになるのかなと思うんですけど。これをなぜ4mまで水没するということを前提としてそれ以外の前提を考慮しないでいいのかということがちょっと分からないので教えていただきたいということと。後は園田さんなんですが。健康被害について、安全委員会と異なっているということで、これまでも何回か指摘がいろいろとあって、不適切だということで訂正とか再考を申し入れて、その結果削除されたり、訂正されたりしている部分があると思うんですけども。その申し入れ先の一覧とその結果一覧という物を出していただけないでしょうか。言いのが、結局政府の方から積極的にですね、その辺の訂正があったんだこうだということを発表されてないわけで。そうだとするならば、地元の人達が十分な情報を得られていない可能性があるんで、なんかまとめたものがあればですね、こういうことなんですってということで地元の人の方がより正確な情報を得られると思いますので。それから、先ほど汚染水のタンクの件につ

いては保安院は正式に東電から受けていないからということと言われたんだけれども。それを待っているとですね、対策自体が後手にまわる可能性があるわけで、政府として国有地の貸与などを考える必要も場合によってはあるのかも知れませんが、そういう新しい設置場所等を検討するにあたって、今の段階からやっぱり東電とちゃんと話を聞いてですね、対策を立てておかなければ、また対策が間に合わないから取りあえず少しだけは放出させてくださいなんて話になっちゃうと、まずいと思うので、それはそういう形での動きを取られるつもりがあるのかどうかということ。それから、記者会見の参加条件について関係なんですけども、ペンディングが長い人がいるので、これまで何度か協議の場を設定していただいたんですけども、そういうことも含めて再度、ここでやると本当に時間ももったいないので、そういう場を1度設定していただけないかなということ。最後に福島県の方が民間の賃貸住宅の借り上げ制度について、他の府県について中止してくれということ言っていたのが、見解改めて新年度もお願いしたいというふうに方向を変えたというのが報道されているんですけども。これは国としても何がしたら福島県に何らかのアクションを取られたのかどうか、もしご存知でしたら教えていただきたい。以上です。

A：(東電)東京電力から、津波の報告のところでございますが。私どもといたしましては、津波が押し寄せた際に、今回の津波でございます14mの津波を想定した結果10mSv/hという状況でございます。一概に日隅さんがおっしゃるように高さが減ると線量が上がるということではなかろうというふうには思っております。具体的なところはまだ評価が出来ておりませんが、線量、今回の場合ですと大量の放射性物質が一様に広がるという所が最も厳しいのではないかとこのように評価しております。水位が当然低ければ影響の範囲も限定的となりますから、そういった線量の低い所を見つけて対応が出来るのではないかとこのように考えております。

Q：私は東電に聞いているのではなくて、保安院がこの点をどう評価しているかということを知りたいんですが、お答えになったのでちょっと言いますと、0P10,000のヤード面積は120,000cm²で、それを前提としてそれが4mまで水没するその場合の希釈量を考慮するとなっているので、結局高さが低くなったから面積が狭くなるとかいうふうにはこの文言からは読めないし、相当する量の希釈を考慮すると書いてあるんで、そうとするならばやっぱり高さに応じてですね、希釈される量が変わってくるというふうには読めるんですけども、その辺について保安院の方はどのようにこの部分を評価している

のかということをお答えいただきたいんですけども。

A : (保安院) ここのところですけども、たくさんの津波が押し寄せてくると、海拔 10m の所が 1 階の部分でありまして、それより今汚染水が溜まっているのが相当低い海拔 3m の所にあります。ですから、大量の津波が押し寄せてきて、非常に考えにくいんですけども、10m の所から 3m の所まで水が入って行って、それが更に 7m の差があるんですけど、それが溢れ出てくると。そういうふうに想定をしておりますので、水の量が多くなると溢れ出てくることはない。逆に言いますと、少々先ほど言われた 10m より 50cm だけ多い津波であれば、それはそのタービン建屋の中に入っていく水の量が少なく、溢れ出てくる量も少ないと思います。そういうことを考えると、こういう高めの評価をしてそれが大量に流れ込んで出てくるというシナリオの方が厳しい条件かと思えますし、私の方ではそのように考えております。

Q : ちょっと分からないんですけど。水の量によって、その 4m まで水没すればいいんですけど、結果的に 4m まで行かないと。先ほど言われた 14m まで行かなくて、もう少し低い津波が入ってきて、一定程度の量が溜まって、それでさっき言ったような 50cm になるのか 2m になるか分かりませんが、4m 以下だと水没しても影響が出ないということ何か具体的に評価されているのでしょうか。もし、評価されているんだしたら、それを明らかにしていただきたいんですけども。

A : (保安院) 影響が出ないということではなくて、影響はあるとは思いますが、高い津波の方を想定してきた方が下に溜まっている汚染水の出る確率というのが多いんじゃないかというふうに思っております。

Q : 思ってるだけではですね、中期的な安全っていうのは確保できないわけですから。具体的にこの部分の計算をちゃんと出していただいて、こういうふうに我々は評価したんですと。だから、津波が来ても作業員は交代することによって 12 時間以内に注水が確保出来るんですよということを具体的にそれをするのが保安院の仕事じゃないんですか。それを業者側が出してきたやつをそのまま丸呑みして、4m ですと。じゃあ 4m を基準に考えましょうということでもいいんですか。

A : (保安院) 今手元に計算の紙持っておりませんので、後日ご説明いたします。

A : (園田政務官)私への質問で、まず国からのホームページ上のですね、あるいは他にも誤った情報が住民の皆さま含め、国民の皆さまに流れている場合は、当然ながらきちんと訂正をしていかなければならないというふうに思っております。その点はこの会見の中でも様々な形で皆さま方からもご指摘をいただいたとおりでございますので、これまでにどういった国から働き掛けをしたのか、ちょっと調べてみます。今すぐ一覧を持っているわけではありませんので、ちょっと聞いてみますのでどこまでその一覧というもので作れるのかどうか分かりませんがどういった指摘をしたのかというのは、どこに対してやったのかということは調べられるだけ調べてみたいと思います。それから汚染水のタンクの関係ですけれどもご指摘は私もごもつともだと思っております。今の現時点ではタンク増設して計画的にそれをタンクの中に保管をしていくということでございますけれどもそれが当然ながら発電所の敷地も有限的なものでございますので、その中でやりくりしていくと今でさえも大変な私も何度か中身を中を拝見しておりますけれども、やはりこれ以上あそこの敷地内でこれからの作業のことを考えるとどれだけのタンクが設置出来るのかというのは少し検討も含めて考えなければいけないと。対策を考えていかなければいけないというのはそのとおりだと思います。したがって水処理の信頼性を更に上げるということとそれからそれによって水がきちんと綺麗なもの出来るかどうか、そういった部分も研究開発として今やっていこうというふうに考えているようなので、そういったとこの技術的な支援も当然国としてもあらゆる所に働きかけは今後やっていくという形になった場合には当然ながらしていきたいと思っております。いずれにしても対策が必要だというふうには思います。それから後記者会見の参加に対する、ペンディングが多いというご指摘でしたけれども、それはいわゆる私どもからするとお申し込みをいただいてその方々に対してこういったことをちょっと資料としてお出しただけでないか。あるいは更に追加的な部分の不足でありましたので出してくださいねということをお願いしている方々でございますけれども、それとはまた別にいろいろな記者会見の在り方も含めて皆さん方とお話しをするということは私はいつでも取りたいというふうに思っておりますので、まだちょっと近々いつ頃というのとはなかなか年末は大変厳しいスケジュールでございますので、いずれ皆さま方とはまたお話しをさせていただく機会があるかというふうには思って考えております。それから最後の福島県が前のご指摘いただいて私も明確に自主避難者に対しても当然ながらそこに対する災害対策法上の対応は、どこに行かれようとも避難者の方々に対しては仮設住宅を含めて対応はするというスキームになっておりますので、当然それはやらなければいけないことだというふうにお答えをしま

した。でその後でありますけれども何か国として福島県に対してやったというのはちょっと聞いておりませんけれども、少なくとも私どもの考え方が一環してますので、何らかの形で福島県から問い合わせが来たらそれはちゃんと対応するべきだというふうにお答えするのが当然ですし、そういうふうにも今までもやってきたというふうには考えております。

Q：ありがとうございました。

○司会

じゃ最後隣の方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、東京電力の松本さんに以前からお伺いしてるんですがまず大津波警報が出た後の対応何かやられたかどうか確認出来ましたでしょうか。それから地震の後に4号機のタービン補機冷却系サージタンクレベル低の警報、これ時間何時に出たか分かりましたでしょうか。それから保安院森山さんか山形さんどちらでも結構なんですけど、先ほど東京電力の評価に対して保守性が大きすぎるのでよろしくないというお話しがあったんですけども、楽観視をするよりも保守性が大きいのは特に問題が無いように思うんですけどその辺はどのくらいであれば例えば保守性が大きすぎてこれくらいであれば適当だとどういふ何かこの基準みたいのがあって判断されるようなものなんでしょうか。教えてください。それから文科省の伊藤さんに3月の17から18にかけてのちょっと古い話しなんですけど、安全委員会との間で赤宇木や飯舘の長泥その後要するにポイントの31、32、33という線量が非常に高い評価をされて地名をださずに公表された場所のモニタリングの件なんですけども、17日から18日に掛けて31、32、33でのモニタリングを少し複数回やってくれとか、複数の期間で計測してくれという安全委員会からの依頼があったことに対して最後反応がないままに立ち消えになっているんですけども、これはその後どういふ形で対応されていたんでしょうか。立ち消えになった理由みたいなものは今すぐ分からないと思うんですけども、そこ確認いただければと思います。それから支援チームの茶山さんまだいらっしゃいます。以前にもちょっとお伺いしていたんですけど、住民の避難の基準の関係なんですけども南相馬の市長が避難基準に関してこのくらいであれば避難の対象、例えば特定避難箇所地点の対象にして欲しいという要望等というのを国の方に出している議論をしたという話しがインタビューの中で出していたのを拝見したんですけど、具体的に国の方でどういった話しをどうい

基準で地点を決めるという話しをされていたのかどうか。どういう内容の話だったのかというのをもしご存知であれば教えてください。以上です。

A：(東電)東京電力でございますが、大津波警報 6m が出ました時の対応につきましては現在確認中でございます。それから 4 号機のタービン補機冷却系のサージタンクレベル低の信号を中央制御室で確認したのは 14 時 47 分でございます。

Q：分かりました。

A：(保安院)保安院ですけれども、その保守性が大きければいいのではないかというご質問ですけれども保守性を一見保守性を大きく取ったつもり、ようはその水の温度上昇を考えないと、普通あるのは 20℃の水だけでも 20℃の水が 100℃になるというのは考えなくて 100℃の水が蒸発するときだけのエネルギーで冷やすというのを考えるのは一見保守性があるように見えるんですけども、そんなことが現実的に可能なのかということもあります。逆に 100℃の水ということであれば当然ちょっと変な話しですけども消防士の方がそんなホース持てるのかということになりますので、そういう非現実的なことは想定すべきではないという意味合いでございまして、通常であればものを設計するときに保守性を見込んで少し熱くしておく、少し強くしていくということはあるんだと思いますけれどもこういう物事を評価する段階においては少しその保守性を大きく取ったつもりなのに逆に非現実的になってしまっているのではないかと。そういうことでございます。

Q：分かりました。ちょっとその件とはまたあれなんですけども先ほどのタンクの増設の件なんですけども蒸し返すようで申し訳ないんですが、保守性というものをきちんと考えるのであればタンクの増設に関しても技術的なことだけではなくて、現実的にそれが可能なかどうかと今正に松本さんおっしゃったことだと思うんですけども、現実的に可能なためには何が必要なのかというのもきちんと判断すべきではないかと思うんですけどもその辺いかがでしょうか。

A：(保安院)今回の評価につきましては我々はその技術面について評価を行っております。

Q：今回技術的な面だけに絞った理由というのは何かあるのでしょうか。

A：(保安院)絞った理由と言われてもあれですけども、保安院のミッションとして科学的合理的な判断をしていくということでございまして、今回につきましては科学的といいますか技術的な面で評価をさせていただきましてその評価をまとめて安全委員会の方にご報告をさせていただいたということでございます。

Q：科学的合理的のうちの科学的な部分というのは今分かったんですけども、合理的な部分で実際にそのタンクの増設に何が必要かというのは考える必要があるのではないかと思うんですけども。今回は科学的な方だけに絞ったということなんでしょうか。

A：(保安院)そのとおりでございます。今後も必要に応じて、増設していくというふうに東京電力さんは正式に報告していただいておりますので、この方針を守っていただきたいと思っております。

Q：分かりました。安全委員会の加藤さんにちょっとお伺いしたいんですが、保安院のそういった評価の方針というか、ベースになる部分というのは、安全委員会の方ではどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。何かその議論の対象にはなったのでしょうか。

A：(原安委)今回の評価は、保安院の方で作られた中期的な安全確保の考え方に照らして、東京電力の施設計画がどうなっているかというのを、経産省の方で東電に対して法令に基づいて報告を出しなさいと出させて、それについて経産省として評価を行ったというものでありますから、そういう意味では、ベースになっているのは最初、保安院で作った中期安全確保の考え方、それがベースになってると思います。それで、今日何度か出てきた、要は汚染水をどうやって溜めるか、タンクの問題ですけども、これについては委員会後の記者会見で班目委員長が、今後三年くらい見通した場合、安全確保上、何が一番重要になると、安全上のポイントは何になるかというふうに問われて、基本的には、止める、冷やす、閉じ込める、なんだけれども、そのうち特に閉じ込めるがやはり、個人的には一番大きな課題だと思ってる。廃液については一年間は大丈夫という言い方をしてるけれども、早急に見通しが立つような対策が必要だというふうに述べております。

Q：ありがとうございます。そういったものは、保安院の方は早急な見通しと

というのは、今後どういう形で考えていくというのは、現状では何かありますでしょうか。

A：(保安院)いえ、今初めて聞きましたので、正式に後でお伺いをしたいと思います。

Q：分かりました。

A：(文科省)文部科学省です。3月17、18日前後の環境モニタリングについての原子力安全委員会とのやり取りですが、詳細の背景までは承知しておりませんが、今、手元にあります資料を見ると、ポイント31、32、33を念のため複数の機関で測定することと、原子力安全委員会の方からご質問いただいているようでございます。それに対する回答はないようでございますけれども、多分、想像すると、この地点で高い線量が観測されたことに対して、その信頼性をチェックするという意味であったかと思えます。なお、複数の機関ではありませんけれども、幾つかの線量の高いところについては、いわゆるモニタリングカーによるサーベイに加えまして、積算線量計を置くなど、別の手法で、その線量の状況については、その後も把握しておりますので、そういった代替も含めて、更なる原子力安全委員会の方からのリクエストというものはなかったのかなというふうに、ここはすみません、若干想像も入っておりますけれども、そういうようなことではないかと思えます。

Q：この17、18日に掛けての安全委員会のFAXと、そのあとにも関連で何度か出てますけれども、ポイントはその地点にまず住民がまだ残っているのかどうかと、そこから避難する必要があるのかどうか、その後保安院の方から福島県に確認したところ全員避難しているという誤った情報が出てますけれども、その前提になる部分としてモニタリングでどういった状況かというのを確認する意味があったと思うんですね。にも関わらず、最終的な結論が出ないままに、なぜその放置されたのかというのはちょっと分からないので、これは確認いただけますでしょうか。

A：(文科省)できるだけ確認させていただきますけれども、その当該地域における線量のデータについては、15日深夜に測って、16日以降、毎日定期的に発表させていただいているところです。

Q：分かりました。要するに地点が、数が少ないので、複数機関による測定と

いるのが必要なのではないかと、そういう趣旨だと思うんですけども。いずれにしろすみません、確認もしでしたらお願いします。

A : (支援 T) 支援チームでございます。特定避難勧奨地点についてのご質問がございました。どういう要望なのか、要望についてというご質問がございましたが、その要望というものがどういうものなのかというのは、私も今、ちょっと分かりませんので、分かりません。ただ特定避難勧奨地点の設定につきましては、現地対策本部が、県、市町村と協議をしながら決めているというところでございます。以上です。

Q : 分かりました。南相馬に関しては、協議はあったんでしょうかね、その有無は分かりますか。

A : (支援 T) はい、市と協議をしながら設定をしているところでございます。

Q : 一つ確認なんですけど、福島市とは、そういった協議というのは、現状されてますでしょうか。

A : (支援 T) はい、しております。

Q : その内容というのは、どこかで見られたりするものなんですか。

A : (支援 T) 例えばホームページに、何かを書いているということはなかったのではないかと思います。

Q : 議事録みたいなものは、じゃあ出ていないわけですか。

A : (支援 T) 特段ないと思います。

Q : 公表されるお考えというのは。

A : (支援 T) いや、特段そういうものは、私は存じておりません。

Q : いや、要するに、住んでいる方が、今一番気になっている、関心のあることだと思うんですけども、そういったことをきちんと公開の場で、ある意味後から、今現在、関心のある方含めて、後から検証できるようにも含めて、

きちんと公開の場でやるなりですね、議事録を出すなりすべきではないかと思うんですけれども。

A : (支援 T) この設定にあたりましては、先ほど申し上げましたが、県、市と協議をしているわけですので、そしてその結果は、先ほどの福島市の件につきましてもそうですが、地元でも説明会を開催をして、説明をしているところがございます。

Q : 地元の説明会 5 時間掛けて、ほとんど結論が出ないままに、住民の方からかなり怒声が出ていたと思うんですけれども、そういうことにならないように、議事の過程というのを公にすべきではないかと思うんですけれども、それはされないですか、今後も。

A : (支援 T) 先ほど申し上げましたが協議をして、その結果について説明会を開催をさせていただいているところであります。

Q : いえ、あの。

A : (支援 T) 今後とも、効果的にどのような形で情報、これを公開するのか等々、これは引き続き検討していきたいと考えます。

Q : いえ、私の質問はですね、今後検討されるのも結構なんですけれども、今、現在進んでいる協議に関して、公にはされないですかということなんです。出来るか出来ないかでお答えいただけると有り難いんですが。

A : (支援 T) その方針につきましては、説明会でもお答えをさせていただきましたし、ご説明をさせていただいたところがございます。

Q : いえ、議事の過程に関してです。

A : (支援 T) 過程というものは、説明会でお話しをした内容そのものでございます。今、それ以上のものがあるかという、ちょっとそこは分かりません。繰り返しになりますが、どのような形で効果的にお知らせをするのか、引き続き検討をしていきたいと思っております。

Q：分かりました。

○司会

東京電力から補足説明がございます。

A：（東電）保安院さんからご指示がございました、福島第一原子力発電所の施設運営計画の評価結果に基づく保安規定の変更に関する指示文書を受領した旨のプレス文を出口の所に置いてございますので、お帰りの際にお持ちいただければと思います。以上です。

○司会

よろしいでしょうか。それでは以上で本日の会見を終わりにさせていただきたいと思います。なお次回でございますが、改めてメールにてご案内をさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。